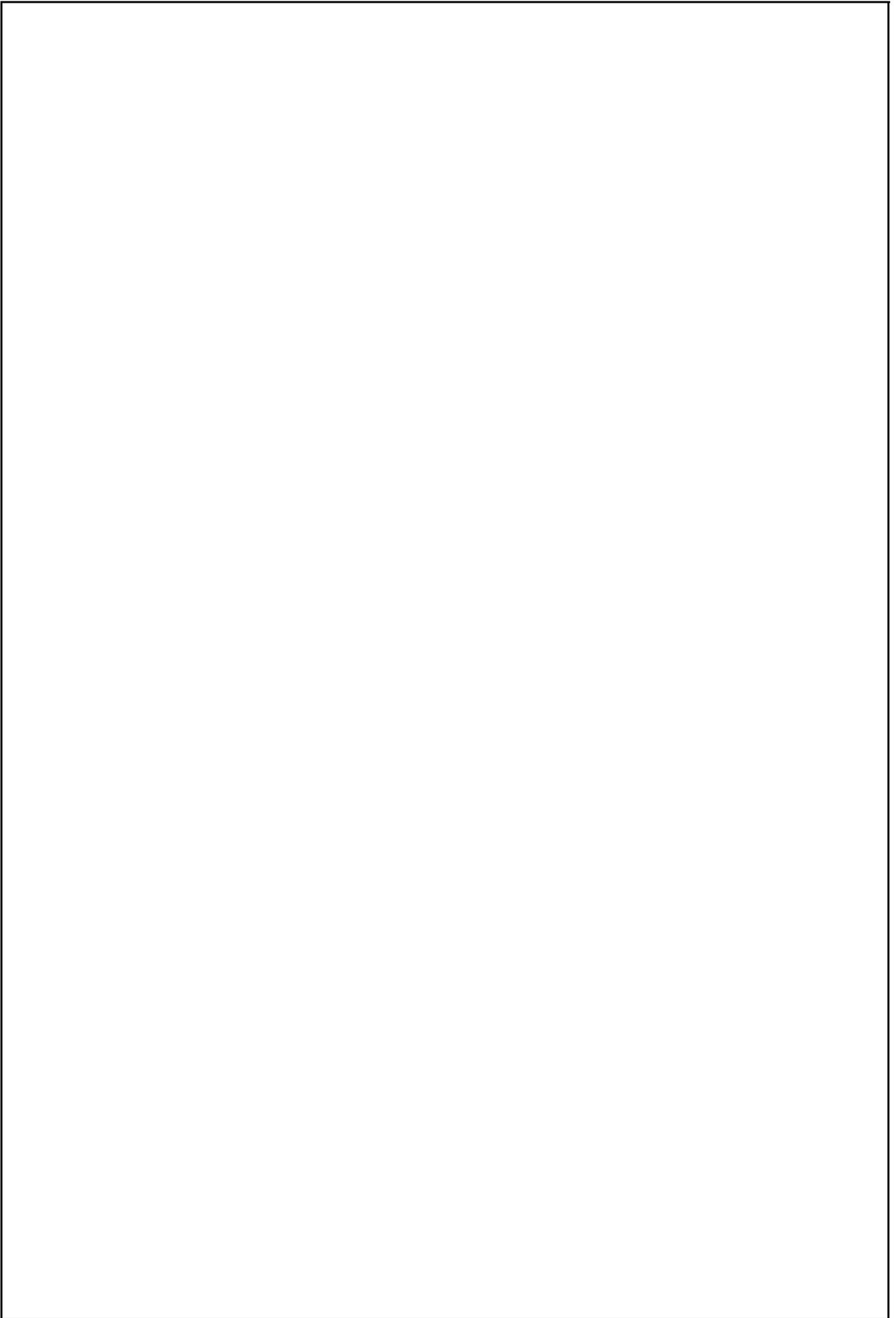


# 青梅市地域防災計画

(令和6年度修正)

資料編

青梅市防災会議



## 目 次

第1部 総 則.....	5
第1章 地域防災計画の概要.....	5
【資料1-1-1】 青梅市防災会議条例.....	5
【資料1-1-2】 青梅市災害対策本部条例.....	7
【資料1-1-3】 被害想定.....	8
第2部 震災編 & 第3部 風水害編.....	10
第1章 基本的責務と役割.....	10
第2章 市民と地域の防災力の向上.....	10
【資料2-2-1】 自主防災組織.....	10
【資料2-2-2】 協力を要請する団体.....	10
第3章 安全なまちづくりの実現.....	11
【資料2-3-1】 防火地域・準防火地域.....	11
【資料2-3-2】 公園等オープンスペース.....	11
【資料2-3-3】 市施設の現況.....	18
【資料2-3-4】 文化財施設の現況.....	24
【資料2-3-5】 土砂災害警戒区域.....	25
【資料2-3-6】 保安林等の現況.....	27
【資料2-3-7】 消防施設設置状況.....	28
第4章 安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保.....	29
【資料2-4-1】 市内緊急輸送道路.....	29
【資料2-4-2】 交通規制道路.....	30
【資料2-4-3】 市所有車.....	32
【資料2-4-4】 啓開作業等協力事業所.....	32
【資料2-4-5】 バス事業者.....	32
【資料2-4-6】 タクシー事業者.....	32
【資料2-4-7】 公共下水道施設の現況.....	32
第5章 災害活動体制の充実.....	33
【資料2-5-1】 青梅市の体制（災害対策本部および地区対策本部）.....	33
【資料2-5-2】 青梅消防署の体制.....	34
【資料2-5-3】 青梅市消防団の消防団員数および消防車両等.....	34
【資料2-5-4】 災害時応援協定.....	36
【資料2-5-5】 ヘリコプター運用.....	39
【資料2-5-6】 災害派遣部隊活動拠点.....	39
第6章 災害情報収集伝達体制の整備.....	40
【資料2-6-1】 防災行政無線.....	40
【資料2-6-2】 災害時優先電話.....	43
【資料2-6-3】 アマチュア無線.....	43

第7章 医療救護対策.....	44
【資料2-7-1】 災害拠点病院・災害拠点連携病院.....	44
【資料2-7-2】 市内医療機関.....	45
【資料2-7-3】 AED（自動体外式除細動器）設置場所.....	50
第8章 帰宅困難者対策.....	51
【資料2-8-1】 東京都帰宅困難者対策条例.....	51
第9章 避難者対策.....	54
【資料2-9-1】 指定緊急避難場所・指定避難所・二次避難所（福祉避難所）.....	54
【資料2-9-2】 青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例.....	58
【資料2-9-3】 青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則.....	60
【資料2-9-4】 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設.....	63
第10章 備蓄・供給・輸送対策.....	65
【資料2-10-1】 備蓄物資.....	65
【資料2-10-2】 応急給水の資器材.....	68
【資料2-10-3】 上水道施設の現況.....	68
第11章 生活再建対策.....	69
【資料2-11-1】 し尿処理体制.....	69
【資料2-11-2】 仮設トイレ備蓄数等.....	69
【資料2-11-3】 収集車両.....	69
【資料2-11-4】 災害救助法関係資料.....	70
【資料2-11-5】 応急仮設住宅建設可能用地.....	81
【資料2-11-6】 災害弔慰金条例.....	82
【資料2-11-7】 災害見舞金条例.....	86
【資料2-11-8】 資金貸付等.....	87
第4部 災害復興計画編.....	91
第5部 大規模災害・事故等対応計画編.....	91
第4章 放射性物質対策応急対応計画.....	91
【資料5-4-1】 食品中の放射性セシウム等の新基準値.....	91

# 第1部 総則

## 第1章 地域防災計画の概要

### 【資料1-1-1】 青梅市防災会議条例

#### 青梅市防災会議条例

昭和38年6月28日

条例第11号

改正 昭和44年6月21日条例第30号 昭和45年9月29日条例第30号  
昭和57年3月20日条例第3号 平成12年3月10日条例第3号  
平成16年6月21日条例第23号 平成23年10月12日条例第28号  
平成25年3月29日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定にもとづき青梅市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青梅市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 青梅市長（以下「市長」という。）の諮問に応じて青梅市（以下「市」という。）の地域にかかわる防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律またはこれにもとづく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 東京都の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (5) 市の職員のうちから市長が指名する者
  - (6) 市の教育委員会の教育長
  - (7) 青梅市病院事業管理者
  - (8) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者および消防団長
  - (9) 指定公共機関、指定地方公共機関および公共的団体の役員または職員のうちから市長が委嘱する者
  - (10) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項の委員の総数は、40人以内とする。
- 7 第5項第9号および第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員または職員および学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、または任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任するものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和44年6月21日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年9月29日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年3月20日条例第3号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月10日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成16年6月21日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成23年10月12日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年3月29日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の青梅市防災会議条例第3条第5項第1号から第4号まで、第8号および第9号に掲げる委員の職にあった者は、それぞれ第1条の規定による改正後の青梅市防災会議条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第5項第1号から第4号まで、第8号および第9号の規定による委員とみなす。

3 前項の規定により改正後の条例第3条第5項第9号に掲げる委員とみなされた者および施行日から平成26年7月31日までの間に改正後の条例第3条第5項第10号に掲げる委員として委嘱する者の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、同日までとする。

【資料1-1-2】 青梅市災害対策本部条例

災害対策本部条例

昭和38年6月28日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定にもとづき、青梅市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室および部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室および部に属すべき本部の職員は、青梅市規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条および第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、青梅市規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第8号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### 【資料1-1-3】被害想定

資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書から抜粋

#### ■人的被害 [夜間人口 133,535 人／昼間人口 124,125 人]

項目		単位	立川断層帯地震（風速8m）			
			冬・早朝	冬・昼	冬・夕	
人的被害	死者	計	(人)	91	52	78
		ゆれ建物被害	(人)	67	33	49
		屋内収容物	(人)	4	3	3
		急傾斜地崩壊	(人)	11	5	8
		火災	(人)	9	10	17
		ブロック塀等	(人)	0	0	1
		屋外落下物	(人)	0	0	0
	負傷者	計	(人)	960	791	870
		ゆれ建物被害	(人)	852	699	738
		屋内収容物	(人)	80	65	66
		急傾斜地崩壊	(人)	14	7	10
		火災	(人)	14	16	34
		ブロック塀等	(人)	1	5	22
		屋外落下物	(人)	0	0	0
	うち重傷者	計	(人)	116	95	113
		ゆれ建物被害	(人)	87	72	76
		屋内収容物	(人)	18	14	14
		急傾斜地崩壊	(人)	7	3	5
		火災	(人)	4	4	10
ブロック塀等		(人)	0	2	8	
屋外落下物	(人)	0	0	0		
要配慮者	死者数	(人)	56	32	47	

#### ■避難者および帰宅困難者数

項目		単位	立川断層帯地震（風速8m）		
			冬・早朝	冬・昼	冬・夕
避難者数		(人)	18,416	18,684	19,511
	うち避難所避難者	(人)	12,277	12,456	13,007
帰宅困難者数		(人)	—	10,665	10,665
都内滞留者数		(人)	—	117,823	117,823

■建物被害 [木造 36,101 棟／非木造 8,234 棟]

項目		単位	立川断層帯地震（風速8m）			
			冬・早朝	冬・昼	冬・夕	
原因別建物全壊棟数	計	(棟)	1,297	1,297	1,297	
	ゆれ	(棟)	1,168	1,168	1,168	
	液状化	(棟)	2	2	2	
	急傾斜地崩壊	(棟)	126	126	126	
原因別建物半壊棟数	計	(棟)	3,333	3,333	3,333	
	ゆれ	(棟)	3,028	3,028	3,028	
	液状化	(棟)	16	16	16	
	急傾斜地崩壊	(棟)	290	290	290	
うち、原因別建物 大規模半壊棟数	計	(棟)	715	715	715	
	ゆれ	(棟)	654	654	654	
	液状化	(棟)	6	6	6	
	急傾斜地崩壊	(棟)	55	55	55	
火災	出火件数	(件)	4	6	9	
	焼失棟数	倒壊建物を含む	(棟)	380	476	769
		倒壊建物を含まない	(棟)	370	463	748

■ライフライン被害

項目			単位	立川断層帯地震（風速8m）		
				冬・早朝	冬・昼	冬・夕
ライフライン	電力	停電率	(%)	7.3	7.7	8.6
	通信	不通率	(%)	1.1	1.4	2.1
	上水道	断水率	(%)	21.7		
	下水道	管きよ被害率	(%)	4.6		

■その他の被害

項目		単位	立川断層帯地震（風速8m）		
			冬・早朝	冬・昼	冬・夕
閉じ込めにつながり得るエレベーター	停止台数	(台)	32	32	33
自力脱出困難者	発生数	(人)	396	325	342

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※冬・早朝は5時、冬・昼は12時、冬・夕は18時

## 第2部 震災編 & 第3部 風水害編

### 第1章 基本的責務と役割

市は、地震災害から多くの生命や財産を守るため、自助・共助・公助の考えにもとづき、防災対策の推進を図るものとする。

- ① 「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方
- ② 他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方
- ③ この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことがかせないという公助の考え方

### 第2章 市民と地域の防災力の向上

#### 【資料2-2-1】 自主防災組織

名 称	事務局の所在地	電 話	地区防災計画名
青梅地区防災対策委員会	上町 374 青梅市民センター内	20-7150	青梅地区防災計画
長淵地区防災対策委員会	長淵 6-492-1 長淵市民センター内	22-3249	長淵地区防災計画
大門地区防災対策委員会	大門 2-288 大門市民センター内	31-2251	大門地区防災計画
梅郷地区防災対策委員会	梅郷 3-749-1 梅郷市民センター内	76-0404	梅郷地区防災計画
三田地区自主防災対策委員会	沢井 2-682 沢井市民センター内	78-8304	三田地区防災計画
小曾木地区自主防災組織連絡会	小曾木 3-1656-1 小曾木市民センター内	74-5332	小曾木地区防災計画
成木地区防災対策委員会	成木 4-644 成木市民センター内	74-5204	成木地区防災計画
第八支会地区防災対策委員会	師岡町 3-9-6 東青梅市民センター内	24-8110	第八支会地区防災計画
新町末広町地区自主防災対策委員会	新町 4-17-1 新町市民センター内	31-7337	新町末広町地区防災計画
河辺地区防災対策委員会	河辺町 6-18-1 河辺市民センター内	22-4885	河辺地区防災計画
第11支会地区防災対策委員会	今井 2-908-1 今井市民センター内	31-8600	第11支会地区防災計画

(注) 自治会連合会事務局は、市民安全部市民活動推進課にある。

#### 【資料2-2-2】 協力を要請する団体

名 称	組織数	事務局または関係部課	備 考
西東京農業協同組合	1	地域経済部農林水産課	
青梅商工会議所	1	地域経済部商工業振興課	
東京都森林組合	1	地域経済部農林水産課	事務所は日の出町
青梅織物工業協同組合	1	地域経済部商工業振興課	
青梅市環境美化委員連合会	11	環境部清掃リサイクル課	

### 第3章 安全なまちづくりの実現

#### 【資料2-3-1】 防火地域・準防火地域

##### 1 指定基準

都市計画における防火地域および準防火地域の指定は、市街地における火災の危険を防除するため、以下の基準にもとづき指定している。

- 1 防火地域――原則として容積率 400%以上の区域
- 2 準防火地域――原則として建ぺい率 50%以上の区域

##### 2 指定状況

	用途地域面積 (ha)	防火地域		準防火地域	
		(ha)	割合(%)	(ha)	割合(%)
市街化区域合計	2,233.3	26.5	1.2	1,416.5	63.4

#### 【資料2-3-2】 公園等オープンスペース

(令和6年4月現在)

##### 1 現況

区分		青 梅	長 淵	大 門	梅 郷	沢 井	小曾木
都市公園	数	8	17	22	7	2	
	面積(m <sup>2</sup> )	316,750.71	10,626.51	68,531.31	6,092.10	1,681.77	
児童遊園	数	8	9	4	5	4	7
	面積(m <sup>2</sup> )	7,566.78	5,779.44	3,642.30	2,433.62	2,938.19	6,123.32
運動広場	数	6	11	13	8	7	8
	面積(m <sup>2</sup> )	9,461.32	25,274.53	41,344.89	10,852.09	19,108.68	18,945.18
運動場等	数	1	1	1			1
	面積(m <sup>2</sup> )	15,000.00	10,215.50	9,500.00			9,584.00

区分		成 木	東青梅	新 町	河 辺	今井	計
都市公園	数		12	18	7	10	103
	面積(m <sup>2</sup> )		31,010.90	88,340.39	75,719.30	7,258.16	606,011.15
児童遊園	数	4	4	1	1	4	51
	面積(m <sup>2</sup> )	2,464.67	4,345.05	871.13	804.54	3,583.70	40,552.74
運動広場	数	4	4	2	1	6	70
	面積(m <sup>2</sup> )	8,340.31	8,321.76	3,666.57	1,018.00	14,841.28	161,174.61
運動場等	数				2	1	7
	面積(m <sup>2</sup> )				40,667.00	15,550.00	100,516.50

※運動公園・運動場等において一部重複する箇所がある。

## 2 都市公園

青梅地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	神宮前公園	勝沼 3-142	1,313.00	
2	永山公園	本町 217	251,077.00	
3	七兵衛公園	裏宿町 804	1,120.00	
4	天ヶ瀬公園	天ヶ瀬町 1111-1	2,058.00	
5	釜の淵公園	大柳町 1392	59,793.31	
6	大柳公園	大柳町 1582-10	229.33	
7	宮ノ平駅前広場	日向和田 2-154-16	637.41	
8	浜矢場公園	日向和田 3-495-4	522.66	
長淵地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	金丘公園	友田町 5-518-7	536.93	
2	下長淵公園	長淵 1-36-15	532.00	
3	湯本緑地	長淵 1-973-1	311.50	
4	鳶巣川公園	長淵 2-724-8	244.93	
5	須高公園	長淵 2-765-3	238.40	
6	下長淵緑地	長淵 3-119-8	833.87	
7	寺改戸公園	長淵 3-285-1	1,330.62	
8	品竹公園	長淵 5-617-7	236.50	
9	若御子第2緑地	長淵 6-437-10	365.58	
10	若御子緑地	長淵 7-372-24	1,025.00	
11	小山公園	長淵 8-170-3	315.86	
12	駒木町山根公園	駒木町 2-183-23	516.88	
13	平林公園	千ヶ瀬町 1-7-4	190.83	
14	東平公園	千ヶ瀬町 2-164-26	271.41	
15	南平緑地	千ヶ瀬町 3-510	3,063.03	
16	田端公園	千ヶ瀬町 6-788	296.00	
17	品竹西公園	長淵 5-624-11	317.17	
大門地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	小ヶ谷戸公園	吹上 285-11	186.27	
2	吹上しょうぶ公園	吹上 425	20,761.18	
3	檜街道公園	野上町 1-130-5	260.09	
4	鳥井戸公園	野上町 3-11	2,617.00	
5	古井戸公園	野上町 4-11	2,475.00	
6	霞下南公園	大門 1-389-18	184.10	
7	霞下公園	大門 1-448-19	116.80	
8	大門西公園	大門 1-607-5	186.50	
9	塚の上公園	大門 3-19	2,199.05	
10	大門中原公園	大門 3-25	2,197.31	
11	塚の上南公園	大門 3-5	2,493.96	
12	下前公園	塩船 15-5	144.53	
13	西浦公園	今寺 1-816-30	362.00	
14	神明原公園	今寺 3-456-7	207.37	
15	今寺中原公園	今寺 4-9	2,266.05	
16	東原緑地	今寺 4-16-13	208.00	
17	二本木公園	今寺 4-20	2,197.72	
18	東原公園	今寺 5-11	27,866.10	避難場所
19	上開戸公園	大門 1-783-2	789.44	
20	常盤樹平公園	今寺 2-500-11	285.20	
21	神明原西公園	今寺 3-363-3	266.08	
22	常盤樹平東公園	今寺 2-473-9	261.56	

梅郷地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	畑中公園	畑中 2-557-1	2,143.47	
2	畑中戸田山公園	畑中 3-898-2	1,378.11	
3	下和田公園	和田町 2-146-43	218.48	
4	杉平公園	梅郷 1-205-11	192.01	
5	的場公園	梅郷 3-836-1	577.86	
6	下目ノ内公園	梅郷 6-1249-8	1,206.47	
7	柚木木下公園	柚木町 2-449-3	375.70	
沢井地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	石神前駅前広場	二俣尾 1-201-4	1,085.77	
2	沢井駅前広場	沢井 2-833-4	596.00	
東青梅地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	大塚前公園	東青梅 1-10-7	841.00	
2	大塚山公園	東青梅 2-8-14	12,800.00	
3	六万公園	東青梅 3-6-14	1,323.00	
4	中原公園	東青梅 4-20-1	1,987.00	
5	早道公園	東青梅 5-17-5	4,958.00	
6	城前公園	東青梅 6-11-5	3,803.00	
7	後沢公園	根ヶ布 2-237-598	497.34	
8	谷津公園	根ヶ布 2-1370-137	212.99	
9	筑間公園	師岡町 1-125-32	556.15	
10	馬場公園	師岡町 2-2-1	298.42	
11	道間公園	師岡町 3-7	2,181.00	
12	株樹公園	師岡町 4-3	1,553.00	
新町地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	鈴法寺公園	新町 1-22-18	907.56	
2	大山公園	新町 1-39-17	1,609.39	
3	蔵屋敷公園	新町 2-6	2,267.00	
4	桜株広場	新町 2-21-1	360.19	
5	大井戸公園	新町 2-27	7,629.00	
6	新町南公園	新町 3-13	2,465.00	
7	植木内公園	新町 3-36	3,100.00	
8	南植木外公園	新町 4-13	2,200.00	
9	桜株公園	新町 5-13-18	2,423.00	
10	富士塚公園	新町 5-22	7,662.00	
11	西間原公園	新町 5-42	2,303.49	
12	新田山公園	新町 7-33	37,000.00	避難場所
13	伝馬街道緑地	新町 7-63-4	171.36	
14	平松緑地	新町 8-11-21	14,073.67	
15	新町中原公園	新町 9-2015-18	227.00	
16	新町中原南公園	新町 9-2016-9	1,205.88	
17	新町中原緑地	新町 9-2031-4	335.85	
18	末広公園	末広町 2-4	2,400.00	
河辺地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	下久保公園	河辺町 4-6	1,965.00	
2	中先戸公園	河辺町 4-22	3,598.00	
3	速川公園	河辺町 5-19	1,737.00	
4	南白はけ公園	河辺町 6-11	1,177.00	
5	白はけ公園	河辺町 6-7	3,022.00	
6	梨の木公園	河辺町 6-24	2,314.00	
7	わかぐさ公園	河辺町 8-14-3	61,906.30	避難場所

今井地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	矢端公園	藤橋 2-27-43	233.10	
2	城ヶ崎東公園	藤橋 2-83-28	235.71	
3	城ヶ崎公園	藤橋 2-92	142.00	
4	細道公園	藤橋 3-15	2,654.90	
5	城の腰西公園	今井 1-382-2	411.88	
6	城の腰公園	今井 1-572-2	509.25	
7	原今井公園	今井 2-817-6	225.25	
8	七日市場公園	今井 2-1013-17	103.78	
9	水窪公園	今井 3-22	2,507.72	
10	藤橋二本木公園	藤橋 2-602-4	234.57	
合計		103か所	606,011.15	

### 3 児童遊園

青梅地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	勝沼 2 丁目児童遊園	勝沼 2-428-1	373.31	
2	勝沼 3 丁目児童遊園	勝沼 3-107-2	484.25	
3	西分町 3 丁目児童遊園	西分町 3-77-3	616.37	
4	森下児童遊園	森下町 555	556.64	
5	滝ノ上児童遊園	滝ノ上町 1291-1	634.39	
6	大柳児童遊園	大柳町 1452-1	806.00	
7	日向和田 2 丁目児童遊園	日向和田 2-374-7	2,207.82	避難場所
8	日向和田 3 丁目児童遊園	日向和田 3-476-1	1,888.00	
長淵地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	友田町 1 丁目児童遊園	友田町 1-1033-1	894.68	
2	中丸台児童遊園	友田町 2-684	1,095.00	
3	友田町 3 丁目児童遊園	友田町 3-154-2	495.07	
4	友田町 5 丁目児童遊園	友田町 5-566-1	1,272.00	
5	長淵鹿島児童遊園	長淵 2-519	347.61	
6	長淵 3 丁目児童遊園	長淵 3-301-4	362.91	
7	長淵 7 丁目児童遊園	長淵 7-307-1	218.29	
8	駒木町 1 丁目児童遊園	駒木町 1-844-1	502.81	
9	千ヶ瀬児童遊園	千ヶ瀬町 5-537-1	591.07	
大門地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	野上児童遊園	野上町 1-35	706.90	
2	大門稲荷下児童遊園	大門 1-405-1	1,315.00	
3	谷野児童遊園	谷野 134-1	608.00	
4	木野下中央児童遊園	木野下 1-152-2	1,012.40	
梅郷地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	和田児童遊園	和田町 2-425	514.96	
2	梅郷児童遊園	梅郷 2-399-1	543.04	
3	梅郷八幡児童遊園	梅郷 6-1221-1	499.47	
4	柚木町 1 丁目児童遊園	柚木町 1-98-4	476.89	
5	柚木町 3 丁目児童遊園	柚木町 3-521-1	399.26	
沢井地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	二俣尾 1 丁目児童遊園	二俣尾 1-199-1	1,183.61	
2	二俣尾 3 丁目児童遊園	二俣尾 3-801	866.00	
3	沢井 2 丁目児童遊園	沢井 2-902-1	404.59	
4	御岳本町児童遊園	御岳本町 167-1	483.99	避難場所

小曾木地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	富岡1丁目児童遊園	富岡1-214-1	559.00	
2	富岡2丁目児童遊園	富岡2-667-1	1,090.00	
3	小曾木1丁目児童遊園	小曾木1-3349	1,580.00	
4	小曾木4丁目児童遊園	小曾木4-2560-1	998.00	
5	小曾木5丁目児童遊園	小曾木5-3061	600.32	
6	黒沢1丁目児童遊園	黒沢1-541-1	433.00	
7	黒沢2丁目児童遊園	黒沢2-990	863.00	
成木地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	成木1丁目児童遊園	成木1-288	733.00	
2	成木2丁目児童遊園	成木2-592-4	509.00	
3	成木3丁目児童遊園	成木3-271-2	855.00	
4	成木5丁目児童遊園	成木5-1323	367.67	
東青梅地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	根ヶ布1丁目児童遊園	根ヶ布1-589-1	1,216.00	
2	根ヶ布2丁目児童遊園	根ヶ布2-237-548	768.00	
3	師岡町1丁目児童遊園	師岡町1-288-1	1,633.80	
4	師岡町2丁目児童遊園	師岡町2-395-3	727.25	
新町地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	新町東児童遊園	新町9-2050-3	871.13	
河辺地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	河辺春日児童遊園	河辺町3-1066-1	804.54	
今井地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	藤橋2丁目児童遊園	藤橋2-531-2	803.00	
2	今井浮島児童遊園	今井1-113	1,602.12	
3	今井児童遊園	今井2-1045	501.58	
4	今井堀の内児童遊園	今井2-874-1	677.00	
合 計		51か所	40,552.74	

#### 4 運動広場

青梅地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	勝沼1丁目中	勝沼1-45-1	233.55	
2	勝沼2丁目	勝沼2-160-1	1,517.59	
3	西分町1丁目	西分町1-111-1	190.54	
4	住江町	住江町42-2	837.64	
5	裏宿	裏宿町893	584.22	
6	天ヶ瀬	天ヶ瀬町1,111-1	6,097.78	避難場所
長淵地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	友田町中央	友田町2-176-2	6,627.97	
2	友田自治会館	友田町4-106	500.00	
3	長淵2丁目	長淵2-519	1,081.31	
4	長淵3丁目	長淵3-285-3	1,960.00	
5	長淵8丁目	長淵8-127-1	1,792.00	
6	上長淵小山	長淵8-158-1	790.00	
7	大荷田	長淵9-1,018-1	7,563.48	
8	駒木町1丁目	駒木町1-9-1	1,821.00	
9	千ヶ瀬町2丁目	千ヶ瀬町2-122-15	388.91	
10	千ヶ瀬町3丁目	千ヶ瀬町3-551-1	1,189.92	
11	千ヶ瀬町4丁目	千ヶ瀬町4-375-1	1,559.94	

大門地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	大門第1	塩船1	2,337.00	
2	塩船	塩船210	1,200.00	
3	野上町1丁目	野上町1-35-3	4,991.00	
4	野上町2丁目	野上町2-222	6,539.27	応急仮設住宅建設可能用地
5	大門第2	大門1-367-1	2,091.55	
6	大門3丁目	大門3-14	4,226.14	
7	大門中原	大門3-21-2	1,254.00	
8	吹上天平	吹上44-1	1,856.00	
9	吹上	吹上214-3	3,841.00	
10	木野下1丁目	木野下1-11	1,476.00	
11	谷野	木野下2-235-1	766.90	
12	今寺4丁目	今寺4-10	8,754.03	
13	今寺1丁目	今寺1-542-5	2,012.00	
梅郷地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	畑中総合	畑中2-252-1	1,658.00	
2	和田町	和田町2-422-1	1,693.71	避難場所
3	梅郷1・2丁目	梅郷1-203-3	1,701.56	
4	梅郷5丁目	梅郷5-1,081-1	926.10	
5	梅郷6丁目	梅郷6-1,248-1	1,441.00	
6	柚木町1丁目	柚木町1-240-12	661.00	
7	柚木町	柚木町2-313-1	1,655.72	避難場所
8	柚木町3丁目	柚木町3-521-4	1,115.00	
沢井地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	二俣尾2丁目	二俣尾2-387-1	1,306.00	
2	二俣尾5丁目第2	二俣尾5-164	1,345.87	避難場所
3	二俣尾5丁目南	二俣尾5-1,262-1	1,070.00	
4	沢井市民センター	沢井2-727-1	4,987.00	
5	御岳	御岳1-115	7,337.17	避難場所
6	御岳2丁目	御岳2-295-イ	571.00	
7	御岳本町	御岳本町224-3	2,491.64	避難場所
小曾木地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	富岡3丁目	富岡3-1,168	1,862.49	避難場所
2	小曾木2丁目	小曾木2-633	4,297.33	避難場所
3	小曾木市民センター	小曾木3-1,656-1	4,023.17	
4	小曾木5丁目	小曾木5-2,977	2,496.67	
5	黒沢1丁目	黒沢1-17-1	1,812.00	
6	黒沢1丁目第2	黒沢1-483-1	1,385.52	
7	黒沢中央	黒沢2-991-1	1,260.00	避難場所
8	黒沢3丁目第2	黒沢3-1,820-1	1,808.00	
成木地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	成木2丁目	成木2-161	4,846.94	
2	成木6丁目	成木6-287	1,088.97	
3	成木7丁目	成木7-828-6	1,810.40	
4	成木8丁目	成木8-422-2	594.00	

東青梅地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	早道	東青梅 5-17-5	3,260.25	
2	城前	東青梅 6-11-5	3,042.00	
3	根ヶ布 1 丁目	根ヶ布 1-401	879.82	
4	分教場跡	師岡町 1-1301-1	1,139.69	
新町地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	新町第 1	新町 1-32-17	2,066.07	
2	新町第 5	新町 5-17-6	1,600.50	
河辺地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	河辺町 6 丁目	河辺町 6-17-12	1,018.00	
今井地区		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	藤橋 2 丁目	藤橋 2-562-2	6,243.20	
2	今井柳田	今井 1-628-1	1,330.34	
3	今井 2 丁目	今井 2-784-1	1,675.00	
4	今井七日市場	今井 2-1,093-1	960.09	
5	今井総合	今井 2-1,083-1	3,084.99	
6	今井 3 丁目	今井 3-9-10	1,547.66	
合 計		70 か所	161,174.61	

#### 5 運動場等(グラウンド・広場)

施設名		所在地	面積(m <sup>2</sup> )	避難場所等指定状況
1	永山公園総合運動場	本町 217 (グラウンド)	15,000.00	避難場所
2	市民球技場	河辺町 1-872-1 先	33,533.00	
3	わかぐさ公園野球場	河辺町 8-14-3	7,134.00	
4	ちがむら球技場	小曾木 3-2,166	9,584.00	
5	東原公園球技場	今寺 5-11	9,500.00	応急仮設住宅建設可能用地
6	友田レクリエーション広場	友田町 5-340	10,215.50	
7	青梅スタジアム	今井 5-2,348-1	15,550.00	災害派遣部隊活動拠点
合 計		7 か所	100,516.50	

【資料2-3-3】市施設の現況

本庁舎（災害対策本部）		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	庁舎（青梅市役所）	東青梅 1-11-1	SRC造	7階 地下1階	22,098
市民センター（地区対策本部）		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	文化交流センター 青梅市民センター	上町 374	鉄骨造 （一部RC造）	4階 地下1階	3119.17
2	天ヶ瀬体育館（青梅市民センター）	天ヶ瀬町 1111-1	鉄骨造	1階	1,459
3	長淵市民センター	長淵 6-492-1	RC造	2階	726
4	長淵市民センター附属体育館	長淵 6-492-1	鉄骨造	1階	612
5	大門市民センター	大門 2-288	RC造	3階	809
6	大門市民センター附属体育館	大門 2-288	鉄骨造	1階	630
7	梅郷市民センター	梅郷 3-749-1	RC造	2階	610
8	梅郷市民センター附属体育館	梅郷 3-749-1	鉄骨造	1階	618
9	沢井市民センター	沢井 2-682	RC造	2階	608
10	沢井市民センター附属体育館	沢井 2-682	鉄骨造	1階	822
11	沢井市民センター多目的室	沢井 2-727-1	RC造	3階のみ	544
12	小曾木市民センター	小曾木 3-1656-1	RC造	2階	617
13	小曾木市民センター附属体育館	小曾木 3-1656-1	鉄骨造	1階	696
14	成木市民センター	成木 4-644	RC造	1階	617
15	成木市民センター附属体育館	成木 4-644	鉄骨造	1階	698
16	東青梅市民センター	師岡町 3-9-6	RC造	2階	734
17	東青梅市民センター附属体育館	師岡町 3-9-6	鉄骨造	1階	869
18	新町市民センター	新町 4-17-1	RC造	2階	760
19	新町市民センター附属体育館	新町 4-17-1	鉄骨造	1階	907
20	河辺市民センター	河辺町 6-18-1	RC造	2階	760
21	河辺市民センター附属体育館	河辺町 6-18-1	鉄骨造	1階	923
22	今井市民センター	今井 2-908-1	RC造	2階	775
23	今井市民センター附属体育館	今井 2-908-1	鉄骨造	1階	898

医療施設		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	総合医療センター	東青梅 4-16-5	鉄骨造	8階	32,291
2	救命救急センター	東青梅 4-16-5	RC造	6階	18,064
3	PET・RIセンター	東青梅 4-16-5	鉄骨造	1階	320
4	健康センター	東青梅 1-174-1	RC造	3階	2,380
5	梅郷診療所	梅郷 3-755-1	RC造	1階	154
6	沢井診療所	沢井 2-850-3	RC造	1階	161
7	小曾木診療所	小曾木 4-2787-3	RC造	1階	162
8	休日夜間診療所	東青梅 1-167-1	鉄骨造	1階	250

学校施設（小学校）		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	第一小学校校舎	本町 223	RC造	4階	6,303
2	第一小学校体育館	本町 223	鉄骨造	2階	1,202
3	第二小学校校舎	長淵 4-437	RC造	3階	7,737
4	第二小学校体育館	長淵 4-437	RC造	4階	1,826
5	第三小学校校舎	大門 2-317	RC造	3階	5,810
6	第三小学校体育館	大門 2-317	RC造	2階	991
7	第四小学校校舎	東青梅 6-1-1	RC造	4階	6,873
8	第四小学校体育館	東青梅 6-1-1	鉄骨造	2階	952
9	第五小学校校舎	梅郷 3-765-1	RC造	4階	6,067
10	第五小学校体育館	梅郷 3-765-1	鉄骨造	2階	930
11	第六小学校校舎	二俣尾 3-903-1	RC造	4階	4,809

学校施設（小学校）		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
12	第六小学校体育館	二俣尾 3-903-1	鉄骨造	2階	897
13	第七小学校校舎	小曾木 3-1880-1	RC造	3階	4,051
14	第七小学校体育館	小曾木 3-1880-1	鉄骨造	2階	1,135
15	成木小学校校舎	成木 3-423-1	RC造	3階	3,318
16	成木小学校体育館	成木 3-423-1	鉄骨造	2階	1,085
17	河辺小学校校舎	河辺町 5-24	RC造	4階	6,897
18	河辺小学校体育館	河辺町 5-24	鉄骨造	2階	748
19	新町小学校校舎	新町 5-21-1	RC造	4階	6,193
20	新町小学校体育館	新町 5-21-1	鉄骨造	2階	725
21	霞台小学校校舎	新町 1-35-1	RC造	3階	6,660
22	霞台小学校体育館	新町 1-35-1	鉄骨造	2階	721
23	友田小学校校舎	友田町 5-332	RC造	3階	4,583
24	友田小学校体育館	友田町 5-332	鉄骨造	2階	849
25	今井小学校校舎	今井 2-947-1	RC造	3階	5,857
26	今井小学校体育館	今井 2-947-1	鉄骨造	2階	996
27	若草小学校校舎	新町 1-15-1	RC造	3階	6,312
28	若草小学校体育館	新町 1-15-1	鉄骨造	2階	1,034
29	藤橋小学校校舎	藤橋 3-13-1	RC造	4階	5,031
30	藤橋小学校体育館	藤橋 3-13-1	鉄骨造	2階	936
31	吹上小学校校舎	吹上 176-1	RC造	3階	4,994
32	吹上小学校体育館	吹上 176-1	鉄骨造	2階	1,051

学校施設（中学校）		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	第一中学校校舎	裏宿町 615	RC造	4階	6,925
2	第一中学校体育館	裏宿町 615	鉄骨造	2階	1,166
3	第一中学校格技棟	裏宿町 615	RC造	3階	1,144
4	第二中学校校舎	千ヶ瀬町 2-155	RC造	4階	8,140
5	第二中学校体育館	千ヶ瀬町 2-155	RC造	3階	1,363
6	第三中学校校舎	大門 2-301	RC造	3階	7,175
7	第三中学校体育館	大門 2-301	鉄骨造	2階	1,142
8	西中学校校舎	梅郷 6-1460-1	RC造	4階	6,307
9	西中学校体育館	梅郷 6-1460-1	鉄骨造	2階	1,027
10	第六中学校校舎	小曾木 4-2040	RC造	4階	4,526
11	第六中学校体育館	小曾木 4-2040	鉄骨造	2階	900
12	第七中学校校舎	成木 4-544-2	RC造	4階	3,670
13	第七中学校体育館	成木 4-544-2	鉄骨造	2階	812
14	霞台中学校校舎	師岡町 4-6-1	RC造	4階	6,718
15	霞台中学校体育館	師岡町 4-6-1	鉄骨造	2階	1,035
16	吹上中学校校舎	吹上 1	RC造	4階	6,585
17	吹上中学校体育館	吹上 1	鉄骨造	2階	996
18	新町中学校校舎	新町 5-20-1	RC造	3階	7,065
19	新町中学校体育館	新町 5-20-1	鉄骨造	2階	1,120
20	泉中学校校舎	新町 1-37	RC造	3階	7,544
21	泉中学校体育館	新町 1-37	鉄骨造	2階	1,055

福祉施設		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	福祉センター	東青梅 1-177-3	RC造	4階	6,830
2	子育て支援センター	新町 2-21-9	RC造	1階	560
3	障がい者サポートセンター	大門 2-261-1	RC造	2階	1,117
4	自立センター就労棟	今井 5-2434	RC造	3階	1,767
5	自立センター生活棟	今井 5-2434	RC造	2階	1,524
6	障がい者利用施設	大門 2-261-1	RC造	2階	153

福祉施設		所在地	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
7	第二学童保育所	長淵 4-437	プレハブ造	2階	280
8	成木学童保育所	成木 3-423-1	プレハブ造	1階	65
9	新町学童保育所	新町 5-7-16	プレハブ造	1階	440
10	新町第2学童保育所	新町 5-7-15	プレハブ造	2階	232
11	千ヶ瀬学童保育所	千ヶ瀬町 2-262-13	プレハブ造	1階	351
12	大門学童保育所	大門 1-364-1	プレハブ造	1階	413

文化施設		所在地	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
1	美術館	滝ノ上町 1346-1	RC造	2階	1,674
2	郷土博物館	駒木町 1-684	RC造	2階	786
3	収蔵庫	駒木町 1-684	RC造	2階	675
4	御岳山ふれあいセンター	御岳山 38-2	鉄骨造	2階	414
5	吉川英治記念館 (母屋)	柚木町 1-101-1	木造	3階	457.2
6	吉川英治記念館 (記念館)	柚木町 1-101-1	RC造	2階	613.68

公園施設		所在地	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
1	交通公園管理棟	大門 3-14-3	鉄骨造	2階	540
2	わかぐさ公園管理棟	河辺町 8-14-3	木造	1階	62
3	新田山公園管理棟	新町 7-33	木造	2階	158
4	吹上しょうぶ公園管理棟	吹上 425	木造	1階	66
5	花木園管理棟	小曾木 4-2615-1	RC造	1階	99
6	梅の公園管理棟	梅郷 4-527	木造	1階	41

下水道施設		所在地	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
1	日向和田第1中継ポンプ場	日向和田 3-476-6	RC造	2階	437
2	日向和田第2中継ポンプ場	日向和田 1-252	RC造	3階	980
3	大柳中継ポンプ場	大柳町 1391	RC造	2階	306
4	長淵第1中継ポンプ場	長淵 7-359-2	RC造	1階	99
5	長淵第2中継ポンプ場	長淵 3-121-2	RC造	2階	348
6	友田中継ポンプ場	友田町 1-891	RC造	2階	374
7	千ヶ瀬中継ポンプ場	千ヶ瀬町 6-904-5	RC造	1階	157
8	畑中第1中継ポンプ場	畑中 3-695	RC造	1階	117
9	畑中第2中継ポンプ場	畑中 2-179-1	RC造	1階	87
10	和田第1中継ポンプ場	和田町 2-148-6	RC造	2階	141
11	和田第2中継ポンプ場	和田町 1-62-1	RC造	2階	204
12	梅郷第1中継ポンプ場	梅郷 5-1044-1	RC造	2階	181
13	梅郷第2中継ポンプ場	梅郷 3-850-1	RC造	1階	101
14	柚木第1中継ポンプ場	柚木町 2-466-1	RC造	2階	343
15	柚木第2中継ポンプ場	柚木町 1-193-38	RC造	2階	368
16	二俣尾第1中継ポンプ場	二俣尾 5-1255-8	RC造	3階	329
17	二俣尾第2中継ポンプ場	二俣尾 2-324	RC造	3階	319
18	富岡中継ポンプ場	富岡 1-214-6	RC造	2階	810
19	河辺中継ポンプ場	河辺町 1-871-1	RC造	2階	122
20	北部中継ポンプ場	今井 2-772	RC造	4階	1,239

環境施設		所在地	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
1	リサイクルセンター破砕棟	新町 6-9-1	鉄骨造	2階	2,373
2	リサイクルセンター資源棟	新町 6-9-1	鉄骨造	2階	1,602
3	リサイクルセンター管理棟	新町 6-9-1	鉄骨造	2階	459
4	リサイクルショップ	新町 6-9-1	鉄骨造	1階	173

市営住宅		所在地	戸数	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
1	青梅市営裏宿住宅	裏宿町 711-1	50 戸	R C造	5階	3,441
2	青梅市営日向和田住宅	日向和田 1-253	32 戸	R C造	3階	2,100
3	青梅市営友田住宅	友田町 5-299	24 戸	R C造	3階	1,625
4	青梅市営千ヶ瀬町第1住宅	千ヶ瀬町 1-44-5	12 戸	R C造	2階	1,026
5	青梅市営千ヶ瀬町第2住宅	千ヶ瀬町 1-25-1	20 戸	その他	2階	864
6	青梅市営千ヶ瀬町第3住宅	千ヶ瀬町 1-105	32 戸	R C造	4階	1,486
7	青梅市営長淵第4住宅	長淵 1-1029	40 戸	R C造	4階	1,824
8	青梅市営駒木住宅	駒木町 2-446-2	41 戸	R C造	3階	2,611
9	青梅市営大門第5住宅	大門 1-376	40 戸	R C造	4階	2,134
10	青梅市営大門第6住宅	大門 1-376	48 戸	R C造	4階	2,726
11	青梅市営大門第7住宅	大門 1-407-1	13 戸	その他	2階	721
12	青梅市営畑中第1住宅	畑中 2-256-1	50 戸	R C造	3階	3,206
13	青梅市営畑中第2住宅	畑中 2-256-1	10 戸	その他	2階	435
14	青梅市営畑中第3住宅	畑中 2-228-1	10 戸	その他	2階	509
15	青梅市和町第1住宅	和町 2-268-1	24 戸	R C造	3階	1,568
16	青梅市営柚木住宅	柚木町 3-621-1	10 戸	その他	2階	631
17	青梅市営富岡第1住宅	富岡 3-1172	40 戸	R C造	4階	1,606
18	青梅市営富岡第2住宅	富岡 3-1172	40 戸	R C造	4階	1,832
19	青梅市営吹上住宅	吹上 280	12 戸	R C造	2階	920
20	青梅市営河辺第1住宅	河辺町 6-14-4	40 戸	R C造	4階	1,846
21	青梅市営河辺第2住宅	河辺町 6-14-4	40 戸	R C造	4階	1,825
22	青梅市営藤橋第1住宅	藤橋 1-408-1	27 戸	R C造	3階	1,469
23	青梅市営藤橋第2住宅	藤橋 1-408-1	24 戸	R C造	3階	964

消防団詰所		所在地	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
1	第1分団第1部器具置場	勝沼 3-106	R C造	2階	84
2	第1分団第2部器具置場	本町 159	鉄骨造	2階	106
3	第1分団第3部器具置場	仲町 278-11	R C造	2階	122
4	第1分団第4部器具置場	森下町 552-3	R C造	2階	90
5	第1分団第5部器具置場	日向和田 1-116-10	鉄骨造	2階	75
6	第2分団第1部器具置場	友田町 4-204	R C造	2階	65
7	第2分団第2部器具置場	長淵 3-174-1	R C造	2階	58
8	第2分団第3部器具置場	長淵 7-307-2	R C造	2階	66
9	第2分団第4部器具置場	駒木町 1-653	R C造	2階	53
10	第2分団第5部器具置場	千ヶ瀬町 2-262	R C造	2階	73
11	第2分団第6部器具置場	河辺町 2-1034-2	R C造	2階	73
12	第3分団第1部器具置場	新町 2-20	R C造	2階	65
13	第3分団第2部器具置場	新町 4-8-4	R C造	2階	69
14	第3分団第3部器具置場	藤橋 2-106	R C造	2階	73
15	第3分団第4部器具置場	今井 2-906	R C造	2階	70
16	第4分団第1部器具置場	畑中 2-550-2	R C造	2階	69
17	第4分団第2部器具置場	和町 1-298-1	R C造	2階	62
18	第4分団第3部器具置場	梅郷 1-26	R C造	2階	73
19	第4分団第4部器具置場	梅郷 5-935-14	R C造	2階	73
20	第4分団第5部器具置場	梅郷 6-1316	R C造	2階	73
21	第4分団第6部器具置場	柚木町 2-316-1	R C造	1階	62
22	第5分団第1部器具置場	二俣尾 4-973	R C造	2階	104
23	第5分団第2部1器具置場	沢井 2-720-6	R C造	2階	101
24	第5分団第2部2器具置場	二俣尾 5-134-1	R C造	2階	55
25	第5分団第3部器具置場	御岳本町 370	R C造	2階	85
26	第5分団第4部器具置場	御岳山 114	R C造	1階	158

消防団詰所		所在地	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
27	第6分団第1部器具置場	富岡 3-1168	RC造	2階	73
28	第6分団第2部器具置場	小曾木 4-2215	RC造	2階	112
29	第6分団第3部1器具置場	黒沢 2-781-1	RC造	2階	83
30	第6分団第3部2器具置場	黒沢 3-1717-1	木造	1階	15
31	第6分団第4部器具置場	小曾木 1-3294	RC造	2階	63
32	第7分団第1部器具置場	成木 1-513	RC造	2階	69
33	第7分団第2部器具置場	成木 4-640	RC造	2階	92
34	第7分団第3部1器具置場	成木 6-500-2	RC造	2階	73
35	第7分団第3部2器具置場	成木 7-1176	RC造	2階	56
36	第7分団第4部器具置場	成木 8-528-1	RC造	2階	80
37	第8分団第1部器具置場	東青梅 6-16-2	RC造	2階	67
38	第8分団第2部器具置場	野上町 1-197-1	RC造	2階	73
39	第8分団第3部器具置場	今寺 1-541-1	RC造	2階	73
40	第8分団第4部器具置場	東青梅 3-21-13	RC造	2階	55

各地区防災倉庫		所在地	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
1	森下地区防災倉庫	森下町 552	RC造	1階	26
2	長淵地区防災倉庫	長淵 6-492-1	RC造	1階	20
3	大門地区防災倉庫	大門 2-288	RC造	1階	20
4	梅郷地区防災倉庫	梅郷 3-755	RC造	1階	20
5	沢井地区防災倉庫	沢井 2-720-3	RC造	1階	20
7	小曾木地区防災倉庫	小曾木 3-1656-8	RC造	1階	20
7	成木地区防災倉庫	成木 4-638-1	RC造	1階	20
8	東青梅地区防災倉庫	師岡町 3-9-6	RC造	1階	20
9	新町地区防災倉庫	新町 4-17-1	RC造	1階	20
10	河辺地区防災倉庫	河辺町 6-18-1	RC造	1階	20
11	今井・藤橋地区防災倉庫	今井 2-908-1	RC造	1階	20
12	御岳山コミュニティ防災センター	御岳山 114	RC造	2階	80

運動施設		所在地	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
1	総合体育館	河辺町 4-16-1	RC造	2階	6,842
2	永山体育館	住江町 25	鉄骨造	2階	523
3	永山体育館管理棟	住江町 25	鉄骨造	2階	134
4	風の子太陽の子広場管理棟	勝沼 2-469	RC造	2階	291
5	友田レクリエーション広場管理棟	友田町 5-340	RC造	2階	81
6	長淵水泳場管理棟	長淵 3-333-1	プレハブ造	1階	93
7	東原公園水泳場管理棟	今寺 5-11	RC造	2階	788
8	沢井市民センタープール監視室	沢井 2-727-1	RC造	3階	66
9	御岳交流センター	御岳本町 362-8	RC造	2階	409
10	ちがむら球技場管理棟	小曾木 3-2166	RC造	1階	46
11	わかぐさ公園こどもプール管理棟	河辺町 8-14-3	RC造	2階	585
12	市民球技場管理棟	河辺町 1-872-1	鉄骨造	2階	208
13	青梅スタジアム管理棟	今井 5-2348-1	プレハブ造	2階	142

公衆便所		所在地	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
1	風の子太陽の子広場便所	勝沼 2-469	木造	1階	32
2	青梅駅前公衆便所	本町 163-16	RC造	1階	35
3	永山公園便所	本町 217	木造	1階	83
4	釜の淵公園便所	大柳町 1392	プレハブ造	1階	22
5	釜の淵公園便所	大柳町 1392	木造	1階	69
6	七兵衛公園便所 (バス待合)	裏宿町 804	木造	1階	6
7	日向和田臨川庭園便所	日向和田 2-271	プレハブ造	1階	4
8	寺改戸公園便所	長淵 3-285-1	プレハブ造	1階	6

公衆便所		所在地	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
9	長淵3丁目水泳場脇公衆便所	長淵 3-334-3	その他	1階	6
10	東原公園便所	今寺 5-11	プレハブ造	1階	24
11	吹上しょうぶ公園便所	吹上 425	木造	1階	34
12	鳥井戸公園便所	野上町 3-11	木造	1階	28
13	梅の公園北口便所	梅郷 4-527	木造	1階	72
14	梅の公園東口便所	梅郷 4-527	木造	2階	54
15	中道梅園便所	梅郷 4-636	木造	1階	70
16	梅の里駐車場便所	柚木町 1-69-4	木造	1階	34
17	青梅柚木苑地駐車場便所	柚木町 3-643	木造	1階	119
18	二俣尾3丁目海禅寺前公衆便所	二俣尾 3-960-5	木造	1階	10
19	沢井駅前公衆便所	沢井 2-833-4	木造	1階	36
20	御岳1丁目駐車場便所	御岳 1-3-4	木造	1階	36
21	御岳苑地便所	御岳 1-190-3	木造	1階	71
22	御岳駅前公衆便所	御岳本町 332-1	その他	1階	16
23	花木園便所	小曾木 4-2615-1	鉄骨造	1階	26
24	花木園駐車場用便所	小曾木 4-2615-1	鉄骨造	1階	32
25	花木園倉庫下便所	小曾木 4-2615-1	RC造	2階	88
26	成木7丁目都バス折り返し所公衆便所	成木 7-1081-1	プレハブ造	1階	2
27	東青梅駅南口公衆便所	東青梅駅南口	RC造	1階	44
28	大塚前公園便所	東青梅 1-10-7	プレハブ造	1階	4
29	東青梅駅自転車駐車場および公衆便所	東青梅 2-14-9	鉄骨造	2階	767
30	六万公園便所	東青梅 3-6-14	プレハブ造	1階	14
31	中原公園便所	東青梅 4-20-1	プレハブ造	1階	14
32	早道公園便所	東青梅 5-17-5	その他	1階	19
33	道間公園便所	師岡町 3-7	プレハブ造	1階	6
34	蔵屋敷公園便所	新町 2-6	プレハブ造	1階	6
35	大井戸公園便所	新町 2-27	プレハブ造	1階	6
36	新町南公園便所	新町 3-13	プレハブ造	1階	6
37	植木内公園便所	新町 3-16	プレハブ造	1階	8
38	南植木外公園便所	新町 4-13	プレハブ造	1階	6
39	桜株公園便所	新町 5-13-18	プレハブ造	1階	6
40	富士塚公園便所	新町 5-22	その他	1階	19
41	新田山公園便所	新町 7-33	プレハブ造	1階	6
42	平松緑地便所	新町 8-11-21	木造	1階	29
43	中原南公園便所	新町 9-2016-9	プレハブ造	1階	6
44	河辺駅北口公衆便所	河辺駅北口	RC造	1階	47
45	河辺駅南口公衆便所	河辺町 5-29-1	RC造	1階	22
46	わかぐさ公園便所	河辺町 8-14-3	木造	1階	110
47	わかぐさ公園便所	河辺町 8-14-3	プレハブ造	1階	13
48	今井ふれあい公園便所	今井 2-994	プレハブ造	1階	6

給食施設		所在地	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
1	給食センター藤橋調理場	藤橋 3-4	鉄骨造	2階	2,655

葬祭施設		所在地	構造区分	階数	延床面積 (㎡)
1	市民斎場	長淵 5-698-2	RC造	3階	2,098
2	火葬場	長淵 5-743	RC造	2階	2,128

【資料2-3-4】文化財施設の現況

1 総括表

(令和6年1月1日現在)

区分	国宝	重要文化財	重要美術品	指定文化財(都・市)	史跡・名勝・旧跡(都・市)	天然記念物(国・都・市)
指定数	2	11	4	117	37	18

2 防火対象物

	名称	所在	指定区分
1	春日神社本殿	青梅市野上町1-38	都指定有形文化財
2	報恩寺(地蔵堂)	青梅市今寺 1-540	市指定有形文化財
3	塩船観音寺(本堂付厨子)	青梅市塩船 194	国指定重要文化財
4	塩船観音寺(阿弥陀堂)	青梅市塩船 194	国指定重要文化財
5	塩船観音寺(仁王門)	青梅市塩船 194	国指定重要文化財
6	塩船観音寺(薬師堂)	青梅市塩船 194	市指定有形文化財
7	旧吉野家住宅	青梅市新町 1-21-9	都指定有形文化財
8	虎柏神社本殿1棟	青梅市根ヶ布 1-313	都指定有形文化財
9	天寧寺境域(法堂・開山堂)	青梅市根ヶ布 1-454	都指定史跡
10	天寧寺境域(坐禅堂・廻廊)	青梅市根ヶ布 1-454	都指定史跡
11	天寧寺境域(山門)	青梅市根ヶ布 1-454	都指定史跡
12	天寧寺境域(鐘楼)	青梅市根ヶ布 1-454	都指定史跡
13	天寧寺境域(東司・住居)	青梅市根ヶ布 1-454	都指定史跡
14	天寧寺境域(小庫裏)	青梅市根ヶ布 1-454	都指定史跡
15	安楽寺本堂	青梅市成木 1-583	都指定有形文化財
16	安楽寺境域(軍荼利明王堂)	青梅市成木 1-583	都指定史跡
17	安楽寺境域(仁王門)	青梅市成木 1-583	都指定史跡
18	成木熊野神社境域(本殿)	青梅市成木 3-207	都指定史跡
19	延命寺山門	青梅市成木 7-884	市指定有形文化財
20	旧稲葉家住宅(店蔵)	青梅市森下町 499	都指定有形民俗文化財
21	旧稲葉家住宅(門)	青梅市森下町 499	都指定有形民俗文化財
22	旧稲葉家住宅(井戸)	青梅市森下町 499	都指定有形民俗文化財
23	旧稲葉家住宅(土蔵)	青梅市森下町 499	都指定有形民俗文化財
24	福島家住宅	青梅市沢井 2-720	都指定有形文化財
25	金剛寺表門	青梅市天ヶ瀬町 1032	都指定有形文化財
26	地蔵院山門	青梅市畑中 2-583	市指定有形文化財
27	下山八幡神社(本殿)	青梅市梅郷 6-1220-1	市指定有形文化財
28	馬場家御師住宅	青梅市御岳山 54	都指定有形文化財
29	武蔵御嶽神社(御嶽神社旧本殿)	青梅市御岳山 176	都指定有形文化財
30	御岳山一の鳥居	青梅市御岳 1丁目地内	市指定史跡
31	海禅寺総門	青梅市二俣尾 4-962	市指定有形文化財
32	明白院山門	青梅市日向和田 2-395	市指定有形文化財
33	鹿島玉川神社本殿	青梅市長淵 2-519	都指定有形文化財
34	玉泉寺本堂	青梅市長淵 3-299-1	市指定旧跡
35	旧宮崎家住宅	青梅市駒木町 1-684	国指定重要文化財

注1 ※ 防災計画本編にて「文化財施設の安全化」としてあげているもの。

【資料2-3-5】土砂災害警戒区域

1 土砂災害警戒区域および特別警戒区域の指定状況

(令和5年3月末現在)

種別		【急傾斜地】		【土石流】		【地すべり】		【合計】		指定年度	
地区名	町丁名	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
合 計		1,118	1,077	418	367	3		1,539	1,444		
青梅地区	勝沼2丁目	20	19	5	4			25	23	H24	H24
	勝沼3丁目	3	2					3	2	R4	
	西分町1丁目	1	1					1	1		
	西分町2丁目	3	3					3	3		
	住江町	2	2					2	2		
	本町	4	3					4	3		
	仲町	5	5	2	2			7	7		
	上町	1	1	1				2	1		
	滝ノ上町	3	3					3	3		
	森下町	2	2					2	2		
	天ヶ瀬町	2	2	1	1			3	3		
	大柳町	3	3					3	3		
	裏宿町	3	3	1	1			4	4		
	日向和田1丁目	12	12	4	4			16	16		
	日向和田2丁目	20	20	4	4			24	24		
日向和田3丁目	7	7					7	7			
小 計		91	88	18	16			108	104		
長淵地区	友田町1丁目	17	17	11	9			28	26	R4	R4
	友田町2丁目	10	8	2	2			12	10		
	友田町3丁目	2	2					2	2	H23	H23
	友田町4丁目	4	4	2	2			6	6		
	友田町5丁目	10	10	3	3			13	13	R4	R4
	長淵1丁目	9	9	2	2			11	11	H23	H23
	長淵2丁目	22	21	8	4			30	25	R4	R4
	長淵3丁目	3	3					3	3	H23	H23
	長淵4丁目	3	3					3	3		
	長淵5丁目	25	24	11	10			36	34	R4	R4
	長淵6丁目	2	2					2	2	H23	H23
	長淵7丁目	8	8					8	8		
	長淵8丁目	11	9	5	5			16	15	R4	R4
	長淵9丁目	15	13	18	17			33	30		
	駒木町1丁目	8	8					8	8	H23	H23
	駒木町2丁目	18	18	14	14			32	32	R4	R4
	駒木町3丁目	8	8					8	8		
	千ヶ瀬町1丁目	3	3					3	3	H23	H23
	千ヶ瀬町2丁目	2	2					2	2		
	千ヶ瀬町3丁目	2	2					2	2		
千ヶ瀬町4丁目	2	2					2	2	R4	R4	
千ヶ瀬町5丁目	4	3					4	3	H23	H23	
千ヶ瀬町6丁目	2	2					2	2			
小 計		190	181	76	68			266	249		
大門地区	木野下1丁目	2	2					2	2	H24	H24
	木野下2丁目			1	1			1	1		
	塩船	11	8	1				5	3		
	大門1丁目	2	1					1	1	R4	R4
	吹上	5	4					2	2		
谷野	3	1	2	2			2	2			
小 計		23	16	4	3			27	19		

地区名	種別 町丁名	【急傾斜地】		【土石流】		【地すべり】		【合計】		指定年度	
		警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
梅郷地区	畑中1丁目	6	6	2	2			8	8	H21	H22
	畑中2丁目	4	4					4	4		
	畑中3丁目	8	8					8	8		
	和田町1丁目	12	12					12	12		
	和田町2丁目	25	25	3	2			28	27		
	梅郷1丁目	20	18	11	11			31	29		
	梅郷2丁目	8	8	1	1			9	9	H21	H22
	梅郷3丁目	5	5					5	5		
	梅郷4丁目	5	5	6	4			11	9		
	梅郷5丁目	3	3					3	3		
	梅郷6丁目	8	7	2	1			10	8		
	柚木町1丁目	12	12	2	2			14	14		
	柚木町2丁目	2	2	1				3	2		
	柚木町3丁目	17	16	5	5			22	21		
小計		135	131	33	28			168	159		
沢井地区	二俣尾1丁目	10	9	1	1			11	10	R4	R4
	二俣尾2丁目	7	7	2	2			9	9	H22	H22
	二俣尾3丁目	4	4	3	2			7	6	R4	R4
	二俣尾4丁目	16	15	7	6			23	21		H22
	二俣尾5丁目	53	52	21	17			74	69		R4
	沢井1丁目	23	23	6	6			29	29	H19	H22
	沢井2丁目	13	11	2	1			15	12		
	沢井3丁目	17	17	7	4			24	21		
	御岳本町	14	14	3	1			17	15		
	御岳1丁目	8	8	2	2			10	10	R4	R4
	御岳2丁目	32	31	6	6			38	37		
御岳山	30	29					30	29			
小計		227	220	60	48			287	268		
小曾木地区	黒沢1丁目	28	25	10	10			38	35	H30	H30
	黒沢2丁目	24	24	14	11			38	35		
	黒沢3丁目	32	32	23	23			55	55	H21	H22
	小曾木1丁目	19	18	11	10			30	28	H30	H30
	小曾木2丁目	27	26	14	12			41	38		
	小曾木3丁目	36	36	27	26			63	62		
	小曾木4丁目	16	16	5	5			21	21		
	小曾木5丁目	11	10	4	2			15	12	H21	H21
	富岡1丁目	10	10	5	5			15	15		
	富岡2丁目	7	7					7	7		
富岡3丁目	4	4	3	3			7	7	H30	H30	
小計		214	208	116	107			330	315		
成木地区	成木1丁目	3	3					3	3	H18	H20
	成木2丁目	7	7	4	2			11	9	H29	H29
	成木3丁目	20	20	8	8			28	28	H17	H20
	成木4丁目	12	12	7	5			19	17	H29	H29
	成木5丁目	15	15	9	8			24	23	H30	H30
	成木6丁目	18	18	9	9	1		28	27	H29	H29
	成木7丁目	29	29	20	19	1		50	48		
	成木8丁目	51	51	28	28	1		80	79	H18 ※	H20
小計		155	155	85	79	3		243	234		

種別		【急傾斜地】		【土石流】		【地すべり】		【合計】		指定年度	
地区名	町丁名	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
東青梅地区	師岡町1丁目	2	2					2	2	H23	H23
	東青梅2丁目	3	1					3	1		
	東青梅6丁目	3	3	1	1			4	4		
	根ヶ布1丁目	35	35	15	10			50	45	R4	R4
	根ヶ布2丁目	18	16	2	1			20	17		
小計		61	57	18	12			79	69		
河辺地区	河辺町1丁目	9	8					9	8	R4	R4
	河辺町2丁目	2	2					2	2	H25	H25
	河辺町3丁目	5	5					5	5		
小計		16	15					16	15		
今井地区	今井1丁目	5	5	7	5			12	10	H24	H24
	藤橋1丁目	1	1	1	1			2	2		
小計		6	6	8	6			14	12		

※成木8丁目については、一部平成17年度に指定

#### 【資料2-3-6】保安林等の現況

現在、保安林等として都から指定されている面積は、次のとおりである。

(令和3年12月現在)

種類	風致保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	水源かん養保安林	落石防止保安林	保健保安林
面積	22 ha	233 ha	2 ha	126 ha	3 ha	1 ha

※出典：多摩地域森林計画書（多摩森林計画区）

【資料2-3-7】 消防施設設置状況

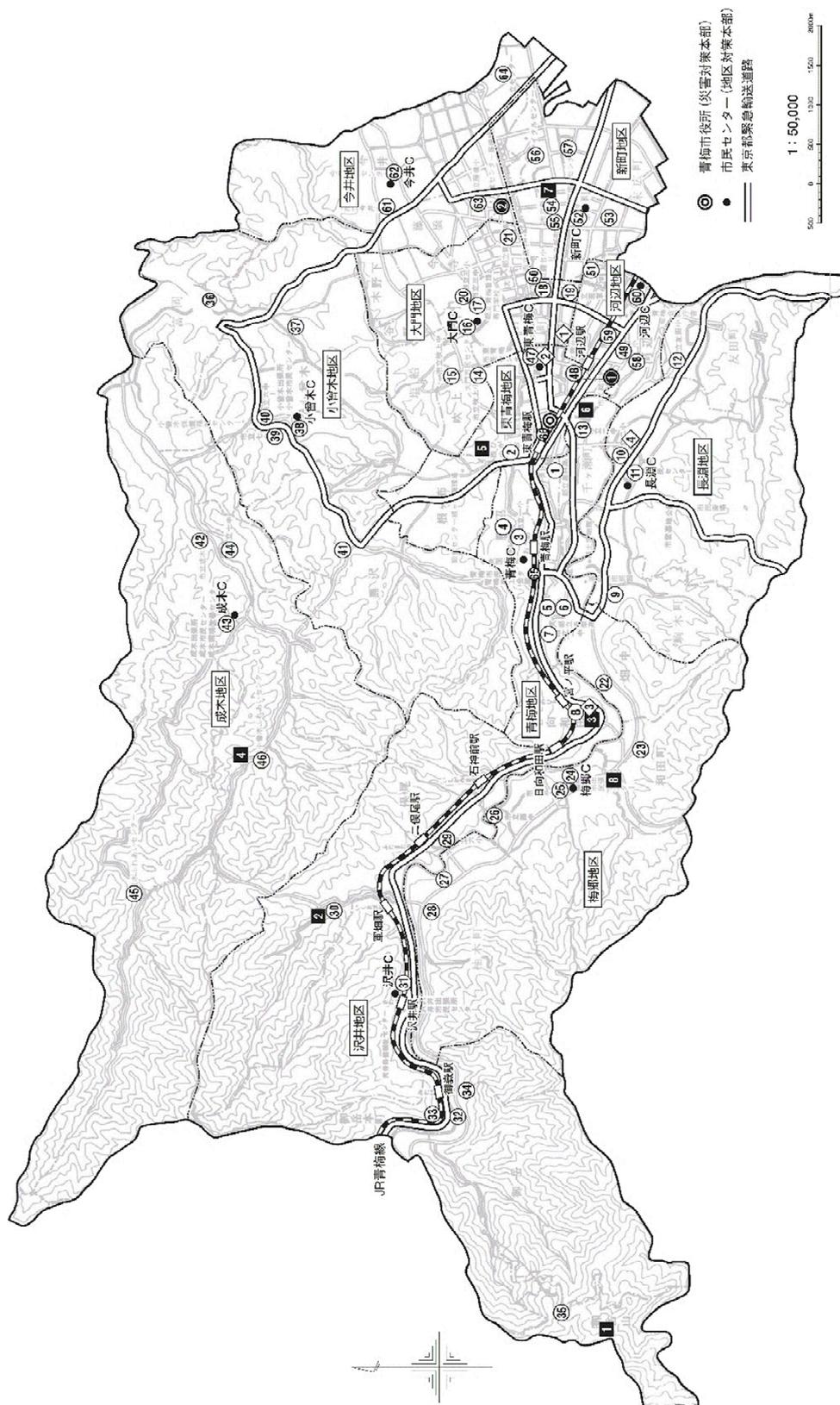
(令和6年3月現在)

	防火水槽		地域配備 消火器	消火栓 器具箱	消火栓※	
	40 m <sup>3</sup> 以上	40 m <sup>3</sup> 未満				
青梅地区	69	6	110	76	3,565	
長淵地区	90	15	69	61		
大門地区	78	5	35	25		
梅郷地区	63	12	53	56		
沢井地区	74	28	50	56		
小曾木地区	46	3	47	47		
成木地区	42	4	38	39		
東青梅地区	65	2	43	26		
新町地区	72	1	14	20		
河辺地区	44		30	13		
今井地区	68		37	21		
合計	711	76	526	440		3,565

※消火栓については令和5年3月現在の数

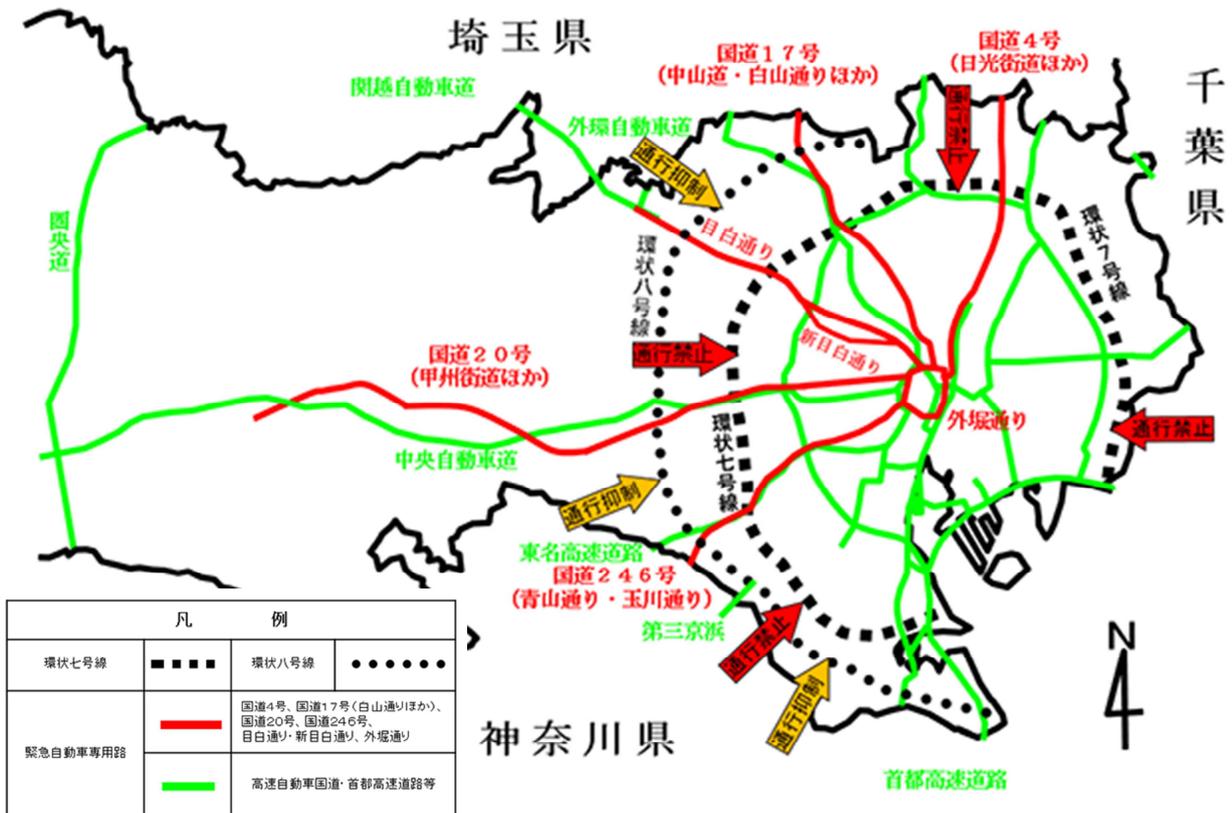
# 第4章 安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保

【資料2-4-1】 市内緊急輸送道路

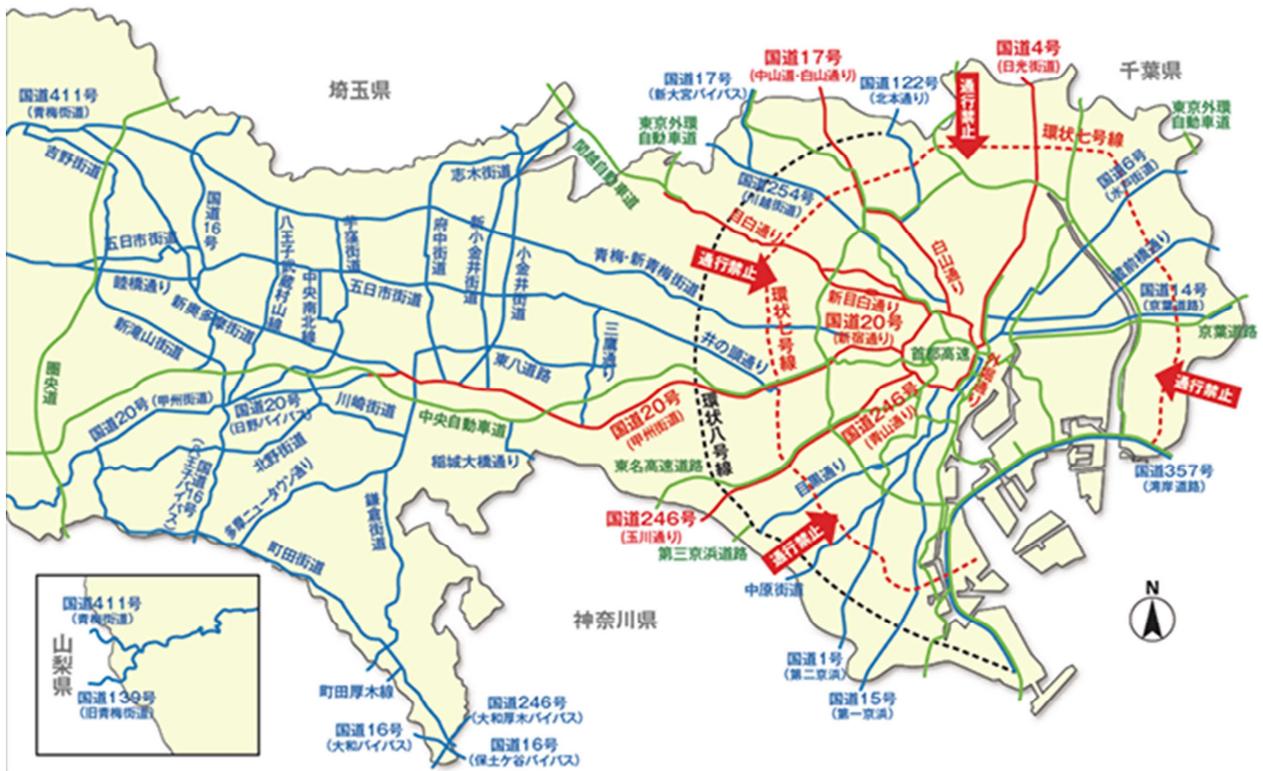


【資料2-4-2】交通規制道路

1 第一次交通規制



## 2 第二次交通規制



凡	例		
環状七号線	■■■■■	環状八号線	●●●●●
緊急交通路	■■■■■	優先して指定する路線 (国道4号-国道17号(白山通りほか)-国道20号-国道246号-目白通り、新目白通り-外堀通り)	
	■■■■■	優先して指定する路線 (高速自動車国道・首都高速道路等)	
	■■■■■	被害状況により指定する路線	

【資料2-4-3】 市所有車

(令和5年12月現在)

	内 訳	乗用	貨物	備 考
汎用車両	軽	4	60	
	小 型	9	6	
	普 通	16	6	
	小 計	29	72	
特殊車両	普通特殊		2	救急車
	小型特殊		10	ショベル・コントローラー等
	消防車		42	ポンプ車・積載車 等

【資料2-4-4】 啓開作業等協力事業所

(平成25年4月現在)

事業所名	連絡先	備考
青梅建設業協会	22-6245	西多摩建設業協同組合内

【資料2-4-5】 バス事業者

(平成25年4月現在)

事業所名	連絡先	備考
京王自動車株式会社青梅営業所	22-2612	
西武バス株式会社飯能営業所	042-972-4123	
東京都交通局早稲田自動車営業所青梅支所(都バス)	23-0288	
西東京バス株式会社	32-0621	

【資料2-4-6】 タクシー事業者

(平成25年4月現在)

事業所名	連絡先	所在地
京王タクシー無線センター	25-2112	青梅市日向和田 1-69-18
武陽交通有限会社小作駅前営業所	042-554-2030	羽村市小作台 1-15-1
リーガルキャブ	042-550-2712	あきる野市雨間 582-5

【資料2-4-7】 公共下水道施設の現況

(令和6年3月現在)

	汚水排除施設	雨水排除施設
管路延長	609,775m	78,631m
人孔数	24,427 個	1,628 個
汚水中継ポンプ場	20 施設	-
小型ポンプ施設	82 施設	-

## 第5章 災害活動体制の充実

【資料2-5-1】 青梅市の体制(災害対策本部および地区対策本部)

青梅市災害対策本部（青梅市役所本庁舎）

地区対策本部 (各市民センター)	自主防災組織本部 (自主防災組織)	管轄避難所
青梅地区対策本部	青梅地区防災対策委員会	青梅総合高校、一小、一中
長淵地区対策本部	長淵地区防災対策委員会	二小、友田小、二中
大門地区対策本部	大門地区防災対策委員会	吹上小、吹上中、三小、三中
梅郷地区対策本部	梅郷地区防災対策委員会	五小、西中
沢井地区対策本部	三田地区自主防災対策委員会	六小、沢井C、御岳山ふれあいC
小曾木地区対策本部	小曾木地区自主防災組織連絡会	七小、六中
成木地区対策本部	成木地区防災対策委員会	成木小、七中
東青梅地区対策本部	第八支会地区防災対策委員会	四小、東青梅C、霞台中
新町地区対策本部	新町末広町地区自主防災対策委員会	霞台小、泉中、若草小、新町小、新町中
河辺地区対策本部	河辺地区防災対策委員会	総合体育館、河辺小、河辺C
今井地区対策本部	第11支会地区防災対策委員会	今井小、藤橋小

【資料2-5-2】 青梅消防署の体制

(青梅消防署資料、令和5年4月1日現在)

	青梅消防署	日向和田出張所	長淵出張所	合計
所在地	師岡町 3-2-5	日向和田 2-309-1	長淵 3-203-3	
人員	121 人	34 人	25 人	180 人
消防ポンプ車	3 台	2 台	2 台	7 台
はしご車	1 台	—	—	1 台
化学車	1 台	—	—	1 台
救助車	1 台	—	—	1 台
救急車	2 台	1 台	1 台	4 台
広報車	3 台	—	—	3 台
指揮車	1 台	—	—	1 台
指揮隊車	1 台	—	—	1 台
人員輸送車	1 台	—	—	1 台
山岳救助車	1 台	—	—	1 台
資材輸送車	1 台	—	—	1 台
消防活動二輪車	—	3 台	—	3 台
合計	16 台	6 台	3 台	25 台

【資料2-5-3】 青梅市消防団の消防団員数および消防車両等

(令和5年4月1日現在)

分団	本部(女性)	1	2	3	4	5	6	7	8	計
管轄地区		青梅地区	長淵地区、河辺地区の一部	新町地区 今井地区	梅郷地区	沢井地区	小曾木地区	成木地区	大門地区、東青梅地区、河辺地区の一部	
人員	16 (11)	67	90	37	50	76	55	38	52	481
消防ポンプ車		1	4	2	3	1	2	2	1	16
水槽付消防ポンプ車		1								1
可搬式ポンプ積載車		3	2	2	3	3	3	3	3	22
可搬式ポンプ						5	1	1	1	8

分団・部	団員数(女性)	受 持 地 区	配置ポンプ
団本部	16(11)		
第一分団	67		
本部	2		
第1部	16	勝沼、西分町	消防ポンプ車
第2部	15	住江町、本町	可搬式ポンプ
第3部	14	仲町、上町、滝ノ上町	水槽付消防ポンプ車
第4部	5	森下町、天ヶ瀬町、大柳町	可搬式ポンプ
第5部	15	裏宿町、日向和田	可搬式ポンプ

分団・部	団員数 (女性)	受 持 地 区	配置ポンプ
<b>第二分団</b>	90		
本部	2		
第1部	11	友田町	消防ポンプ車
第2部	15	長淵1、2、3、4丁目	可搬式ポンプ
第3部	18	長淵5、6、7、8、9丁目	消防ポンプ車
第4部	14	駒木町	可搬式ポンプ
第5部	18	千ヶ瀬町	消防ポンプ車
第6部	12	河辺町1、2、3、4、5、6丁目	消防ポンプ車
<b>第三分団</b>	37		
本部	2		
第1部	8	新町1、2丁目、3丁目の一部(※1)、 河辺町8丁目の一部(※2)	消防ポンプ車
第2部	9	新町3丁目の一部(※3)、4、5、6、7、8、9丁目、末広町	可搬式ポンプ
第3部	11	藤橋1、2、3丁目	可搬式ポンプ
第4部	7	今井1、2、3、4、5丁目	消防ポンプ車
<b>第四分団</b>	50		
本部	2		
第1部	9	畑中	消防ポンプ車
第2部	7	和田町	可搬式ポンプ
第3部	6	梅郷1、2丁目	可搬式ポンプ
第4部	11	梅郷3、4、5丁目	消防ポンプ車
第5部	6	梅郷6丁目	可搬式ポンプ
第6部	9	柚木町	消防ポンプ車
<b>第五分団</b>	76		
本部	2		
第1部	15	二俣尾1、2、3、4丁目	可搬式ポンプ
第2部	18	二俣尾5丁目、沢井1、2丁目	消防ポンプ車、可搬式ポンプ
第3部	15	沢井3丁目、御岳本町、御岳	可搬式ポンプ
第4部	26	御岳山	可搬式ポンプ 5台
<b>第六分団</b>	55		
本部	2		
第1部	16	富岡	可搬式ポンプ
第2部	11	小曾木3、4丁目	消防ポンプ車、可搬式ポンプ
第3部	13	黒沢	消防ポンプ車、可搬式ポンプ
第4部	13	小曾木1、2、5丁目	可搬式ポンプ
<b>第七分団</b>	38		
本部	2		
第1部	8	成木1、2丁目	消防ポンプ車
第2部	11	成木3、4、5丁目	消防ポンプ車、可搬式ポンプ
第3部	9	成木6、7丁目	可搬式ポンプ 2台
第4部	8	成木8丁目	可搬式ポンプ
<b>第八分団</b>	52		
本部	2		
第1部	10	東青梅2、6丁目、根ヶ布、師岡町1、2丁目	消防ポンプ車
第2部	14	吹上、塩船、大門1、2、3丁目、 野上町1、2、3、4丁目	可搬式ポンプ
第3部	14	谷野、木野下、今寺1、2、3、4、5丁目	可搬式ポンプ
第4部	12	東青梅1、3、4、5丁目、師岡町3、4丁目、 河辺町7、8丁目の一部(※4)、9、10丁目	可搬式ポンプ
<b>合計</b>	481	<b>条例定数 673 人</b>	

※1 新町3丁目1番地、17番地から69番地

※2 河辺町8丁目14番地から18番地

※3 新町3丁目2番地から16番地、70番地から72番地

※4 河辺町8丁目1番地から13番地、19番地、20番地

## 【資料2-5-4】 災害時応援協定

### 1 関係防災機関(地方公共団体)等との応援協定締結状況

名称	締結年月日	協定先	内容
震災時等の相互応援に関する協定	平成8年3月1日	多摩地域25市3町1村	人員・資器材・物資・施設提供
大規模災害時の相互応援に関する協定(開催17市)	平成9年3月27日	兵庫県伊丹市、広島県大竹市、愛知県岡崎市、佐賀県唐津市、愛知県蒲郡市、群馬県桐生市、岡山県倉敷市、三重県津市、山口県周南市、愛知県常滑市、埼玉県戸田市、徳島県鳴門市、東京都府中市、香川県丸亀市、福井県坂井市、大阪府箕面市	人員・資器材・物資・施設提供
全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定	平成18年2月23日	神奈川県湯河原町、和歌山県みなべ町、愛知県知多市、群馬県安中市、茨城県水戸市、埼玉県越生町、神奈川県小田原市、静岡県熱海市、奈良県奈良市、福岡県大宰府市、静岡県伊豆市、福井県若狭町	人員・資器材・物資・施設提供
青梅市・杉並区災害時相互援助に関する協定	平成23年8月28日	杉並区	人員・資器材・物資・施設提供
災害時の情報交換に関する協定	平成24年5月31日	国土交通省関東地方整備局	情報提供
青梅市・大郷町災害時相互援助に関する協定	平成25年4月23日	宮城県大郷町	人員・資器材・物資・施設提供
青梅市・南相馬市災害時相互援助に関する協定	平成25年11月26日	福島県南相馬市	人員・資器材・物資・施設提供
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成27年3月12日	東京都立青峰学園	施設提供
災害時における避難所施設利用に関する協定	平成27年10月1日	西多摩衛生組合	施設提供
避難所における応急給水栓の設置および使用に関する覚書	平成29年3月31日	東京都水道局	東京都水道局による応急給水栓の設置
災害時における施設使用等に関する協定	平成29年8月1日	東京都	東京都へ青梅スタジアムの提供
指定緊急避難場所および指定緊急避難所施設利用に関する協定	令和3年2月1日	東京都立青梅総合高等学校	施設提供
自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定	令和4年5月20日	自治体スクラム支援参加8自治体 北海道名寄市、福島県北塩原村、福島県南相馬市、新潟県小千谷市、群馬県東吾妻町、静岡県南伊豆町、山梨県忍野村、東京都杉並区	人員・資器材・物資・施設提供
災害時における罹災証明書発行に関する協定	令和5年12月8日	青梅消防署	火災にともなう住家被害認定調査等

### 2 消防相互応援協定締結状況

名称	締結年月日	協定先	内容
消防相互応援協定	昭和54年7月31日	入間市	
消防相互応援協定	平成17年7月1日	西多摩地域4市3町1村	
西多摩地区で定める消防相互応援協定の特例に関する青梅市と奥多摩町との覚書	平成18年7月25日	奥多摩町	
消防相互応援協定	平成25年4月1日	飯能市	※埼玉西部広域事務組合の非常備消防事務移管に伴い、同組合との協定を廃止し、新たに締結したものと

### 3 関係防災機関(民間)等との応援協定締結状況

名称	締結年月日	協定先	内容
災害時の医療救護活動についての協定	昭和52年7月12日	西多摩医師会	医療救護活動への協力
災害時における応急救護活動についての協定	平成8年2月6日	西多摩接骨師会	医療救護活動への協力
災害時における郵便局・青梅市の協力に関する覚書	平成10年3月30日	青梅郵便局	車両、施設の提供、情報の相互提供
災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成14年8月19日	西多摩歯科医師会、青梅市歯科医師会	歯科医療救護活動への協力、検死・検案に際しての協力
災害時における緊急輸送業務に関する協定	平成15年4月1日	東京都トラック協会多摩支部	緊急輸送車両・運転者の提供、物資の輸送に協力
災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	平成17年4月1日	青梅LPG協会	LPガス施設の安全点検・応急復旧、ガス調達、供給について協力
火災・防災等告知情報に関する覚書	平成17年4月28日	多摩ケーブルネットワーク(株)	情報発信
災害時における食料品および日用品等の調達に関する協定	平成18年4月1日	(株)オザム	食料品と日用品等の調達についての協力
災害時における要援護高齢者の避難施設に関する協定	平成18年4月12日	青梅市老人福祉施設長会	災害時における要援護高齢者の避難施設として市内の介護老人福祉施設及び養護老人ホームの利用協力
青梅市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	平成24年7月4日	社会福祉法人青梅市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置・運営
災害時等における生活物資の供給等に関する協定	平成25年2月21日	(株)マミーマート	物資調達・輸送
災害時等における生活物資の供給等に関する協定	平成25年3月1日	(株)カインズ	物資調達・輸送
災害時応急対策等の協力に関する協定	平成25年3月29日	西東京農業協同組合	物資調達・農地活用
災害時における要援護障害者の避難施設に関する協定	平成25年3月29日	(社福)それいゆ (社福)東京聴覚障害者福祉事業協会 (社福)南風会 (社福)友愛学園	災害時における要援護障害者の避難施設として利用協力
避難場所太陽光誘導標識灯設置に関する協定	平成26年11月20日	(有)創造社	避難場所等の誘導標識の設置
災害時等における応急対策の協力に関する協定	平成26年11月20日	プラザ5会	物資調達・施設提供
災害時等における生活物資の供給等に関する協定	平成26年12月19日	生活協同組合 コープみらい	物資調達・施設提供
災害時等における資機材の貸与に関する覚書	平成27年6月30日	東京青梅ロータリークラブ	資機材の貸与
災害時における医療救護活動に関する協定	平成27年7月30日	(一社)青梅市薬剤師会	医療救護活動への協力
災害時における医薬品等の調達に関する協定	平成27年7月30日	酒井薬品(株)福生営業所 アルフレッサ(株)青梅支店 (株)スズケン福生支店 (株)メディセオ 東邦薬品(株)羽村営業所	医薬品調達
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	平成27年11月16日	東電タウンプランニング(株)	避難場所等の誘導標識の設置
災害時における動物救護に関する協定	平成28年3月18日	公益社団法人東京都獣医師会 多摩西支部	動物医療救護活動への協力
災害時における応急対策業務に関する協定	平成29年2月1日	青梅建設業協会	災害時、道路の緊急点検・損壊箇所の措置・障害物の除去
災害時における量の提供に関する協定	平成29年4月27日	5日で5000枚の約束。 プロジェクト実行委員会	避難所への量の輸送および設置の協力

名 称	締結年月日	協定先	内 容
避難標識設置に関する協定	平成29年4月27日	特定非営利活動法人都市環境標識協会(株)有明電装	避難場所等の誘導標識の設置の協力
非常災害時等における情報収集等の協力に関する協定	平成29年9月6日	青梅アマチュア無線クラブ	災害情報通信の協力
災害時等における資機材の提供に関する協定	平成29年9月13日	(株)やまびこ	発電機等の資機材の提供
災害時等における地区製品等の供給に関する協定	平成30年7月2日	(株)ゼンリン	住宅地図等の無償貸与
災害時等における電気設備の応急対策業務に関する協定	平成31年1月29日	西多摩電設工業協同組合	電気設備の復旧業務等
災害にかかる情報発信等に関する協定	平成31年4月10日	LINEヤフー(株)	情報発信
災害時等における救出・救助の協力に関する協定	平成31年4月26日	西多摩郡北部建設組合	救出・救助業務
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	令和元年9月2日	NTT東日本-南関東 東京西支店	災害時特設公衆電話
災害時における連携に関する基本協定	令和3年4月1日	東京電力パワーグリッド(株)立川支社	インフラ復旧
災害時における給電車両貸与に関する協定	令和4年5月30日	トヨタモビリティ東京(株)	給電車両の貸与
災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	令和5年2月1日	S&D 多摩ホールディングス株式会社 トヨタ S&D 西東京(株)	給電車両の貸与
災害時における電動車両等の支援に関する協定	令和5年2月6日	東日本三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)	給電車両の貸与
災害時における被災者支援に関する協定	令和5年2月27日	東京都行政書士会多摩西部支部	罹災証明発行業務
災害時における要支援者の避難の受入れに関する協定	令和5年5月31日	株式会社モアスマイルプロジェクト	要支援者の受入れ
災害時等における駐車場提供協力に関する協定	令和5年7月28日	大和ハウスリート投資法人	駐車場の提供
災害時における供給支援に関する協定	令和5年12月6日	佐川急便株式会社	物資輸送
災害時における被災車両の移動等に関する協定	令和6年2月5日	エートス協同組合	被災車両の移動等

【資料2-5-5】ヘリコプター運用

1 ヘリコプター緊急離着陸場

(青梅消防署資料、令和6年4月1日現在)

名 称	所 在 地	発着場面積(㎡)	
市民球技場	河辺町1-872-1	14,400	(120m×120m)
市立第六小学校	二俣尾3-903-1	10,120	(110m×92m)
明星大学青梅キャンパスグラウンド	長淵2-590	3,685	(67m×55m)
立正佼成会青梅 練成道場グラウンド	小曾木2-450	900	(30m×30m)
市立総合医療センター	東青梅4-16-5	480	
なちやぎり林道	成木7-1128	903	
岨端沢林道	柚木町2-880	400	
御岳山長尾平	御岳山211	800	

※上記以外でも、災害発生地点に近い場所で発着可能な場所がある場合は、活用を図るものとする。

注:大型ヘリ「ひばり」のみ可能

2 ヘリサイン整備状況

(青梅消防署資料、令和6年4月1日現在)

	場所		場所		場所
1	都立多摩高校	6	第六小学校	11	都営河辺町七丁目アパート
2	第二中学校	7	第七小学校	12	第七中学校
3	第六中学校	8	友田小学校	13	第三小学校
4	今井小学校	9	新町小学校	14	市立総合医療センター
5	霞台小学校	10	青梅消防署	15	都立青峰学園

【資料2-5-6】災害派遣部隊活動拠点

名 称 (所在地)	面 積 (㎡)	管理者	避難所・避難場所指定	地面の状態	備 考
青梅スタジアム (今井 5-2348-1)	27,856 (うち駐車2,900)	スポーツ 推進課	無	芝・土	

## 第6章 災害情報収集伝達体制の整備

### 【資料2-6-1】防災行政無線

#### 1 防災行政無線(移動系)一覧表

(令和6年4月現在)

基地局		中継局	
局名称・設置場所・建物名等	番号	局名称・設置場所・建物名等	番号
統制台(代表) 防災課 5F	100	ちがむら 直接波中継 基地向	120
統制リモコン 災害対策室 2F	110	ちがむら 直接波中継 直接向	121
統制リモコン 都市整備部管理課 5F	111	今井 直接波中継 基地向	301
統制リモコン 環境部下水道課 6F	112	今井 直接波中継 直接向	131
コミュニケーションサーバー 防災課	99	沢井 直接波中継 基地向	140
		沢井 直接波中継 直接向	141

半固定局							
局名称	設置場所・建物名等	番号	グループ	局名称	設置場所・建物名等	番号	グループ
おうめ201	青梅市民センター	201	#00,01,07	おうめ211	今井市民センター	211	#00,01,07
おうめ202	長淵市民センター	202	#00,01,07	おうめ212	御岳山コミュニティ防災センター	212	#00,01,07
おうめ203	大門市民センター	203	#00,01,07	おうめ213	青梅消防署	213	#00,06
おうめ204	梅郷市民センター	204	#00,01,07	おうめ214	青梅警察署	214	#00,06
おうめ205	沢井市民センター	205	#00,01,07	おうめ215	市立総合医療センター	215	#00,07
おうめ206	小曾木市民センター	206	#00,01,07	おうめ216	天ヶ瀬体育館	216	#00,05,07
おうめ207	成木市民センター	207	#00,01,07	おうめ217	青梅駅	217	#00,06
おうめ208	東青梅市民センター	208	#00,01,07	おうめ218	総合体育館	218	#00,05,07
おうめ209	新町市民センター	209	#00,01,07	おうめ219	リサイクルセンター	219	#00,07
おうめ210	河辺市民センター	210	#00,01,07				

携帯機							
局名称	設置場所・建物名等	番号	グループ	局名称	設置場所・建物名等	番号	グループ
おうめ302	災害対策本部	302	#00,04,10	おうめ324	災害対策本部	324	#00,04,10
おうめ303	災害対策本部	303	#00,04,10	おうめ325	災害対策本部	325	#00,04,10
おうめ304	災害対策本部	304	#00,04,10	おうめ326	災害対策本部	326	#00,04,10
おうめ305	災害対策本部	305	#00,04,10	おうめ327	災害対策本部	327	#00,04,10
おうめ306	災害対策本部	306	#00,04,10	おうめ328	災害対策本部	328	#00,04,10
おうめ307	災害対策本部	307	#00,04,10	おうめ329	災害対策本部	329	#00,04,10
おうめ308	災害対策本部	308	#00,04,10	おうめ330	災害対策本部	330	#00,04,10
おうめ309	災害対策本部	309	#00,04,10	おうめ331	災害対策本部	331	#00,04,10
おうめ310	災害対策本部	310	#00,04,10	おうめ332	災害対策本部	332	#00,04,10
おうめ311	災害対策本部	311	#00,04,10	おうめ333	災害対策本部	333	#00,04,10
おうめ312	災害対策本部	312	#00,04,10	おうめ334	災害対策本部	334	#00,04,10
おうめ313	災害対策本部	313	#00,04,10	おうめ335	災害対策本部	335	#00,04,10
おうめ315	災害対策本部	315	#00,04,10	おうめ336	災害対策本部	336	#00,04,10
おうめ316	災害対策本部	316	#00,04,10	おうめ337	災害対策本部	337	#00,04,10
おうめ317	災害対策本部	317	#00,04,10	おうめ338	災害対策本部	338	#00,04,10
おうめ318	災害対策本部	318	#00,04,10	おうめ339	災害対策本部	339	#00,04,10
おうめ319	災害対策本部	319	#00,04,10	おうめ340	災害対策本部	340	#00,04,10
おうめ320	災害対策本部	320	#00,04,10	おうめ341	災害対策本部	341	#00,04,10
おうめ321	災害対策本部	321	#00,04,10	おうめ342	災害対策本部	342	#00,04,10
おうめ322	災害対策本部	322	#00,04,10	おうめ408	災害対策本部	408	#00,03,10
おうめ323	災害対策本部	323	#00,04,10	おうめ409	災害対策本部	409	#00,03,10
車載携帯機							
局名称	設置場所・建物名等	番号	グループ	局名称	設置場所・建物名等	番号	グループ
おうめ401	防災課(広報車)	401	#00,03,10	おうめ405	管理課(作業車008)	405	#00,03,10
おうめ402	土木課	402	#00,03,10	おうめ406	管理課(作業車009)	406	#00,03,10
おうめ403	管理課(パトロール車)	403	#00,03,10	おうめ407	下水道課	407	#00,03,10
おうめ404	管理課(作業車007)	404	#00,03,10				
グループ発信							
#00 全局 一斉		#04 災害対策本部携帯機 一斉		#08			
#01 市民センター 一斉		#05 避難所 一斉		#09			
#02		#06 防災機関 一斉		#10 風水害 一斉			
#03 車載携帯機 一斉		#07 市施設 一斉					

2 防災行政無線(固定系)一覧表

(令和5年4月現在)

番号	受信所名	設置場所	番号	受信所名	設置場所
基地	市役所本庁舎	東青梅 1-11-1			
1	日向和田3丁目	日向和田 3-783	41	柚木町3丁目第1	柚木町 3-813-3
2	日向和田2丁目	日向和田 2-374-7	42	小曾木1丁目自治会館	小曾木 1-3395
3	第一中学校	裏宿町 615	43	小曾木市民センター運動広場	小曾木 3-1656-8
4	森下町	森下町 1125	44	小曾木4丁目	小曾木 4-2598-2
5	大柳町	大柳町 1538	45	黒沢2丁目	黒沢 2-1186
6	文化交流センター	上町 374	46	黒沢3丁目	黒沢 3-1599
7	ダイアパレスステーションプラザ青梅	本町 130-1	47	岩蔵第1	富岡 2-757
8	西分町2丁目	西分町 2-61-6	48	岩蔵第2	富岡 2-675-2
9	勝沼3丁目	勝沼 3-120-1	49	黒沢1丁目	黒沢 1-55-1
10	勝沼小曾木	勝沼 2-160-1	50	成木1丁目	成木 1-513
11	霞台第一住宅	河辺町 9-6-16	51	成木3丁目	成木 3-201-1
12	大門市民センター	大門 2-288	52	成木小学校	成木 3-423
13	今寺3丁目	今寺 3-418-6	53	成木八子谷	成木 4-839
14	塩船	塩船 120	54	成木出張所	成木 5-638-2
15	木野下2丁目	木野下 2-278-1	55	成木5丁目	成木 5-1229-1
16	八雲神社	藤橋 2-572	56	成木滝成	成木 6-115-1
17	今井市民センター	今井 2-909	57	成木6丁目	成木 6-291-1
18	今井5丁目	今井 5-2, 477	58	成木7丁目	成木 7-1173
19	下久保公園	河辺町 4-6	59	成木極指	成木 7-1534
20	師岡町2丁目	師岡町 2-9-1	60	北小曾木	成木 8-203
21	大塚山	東青梅 2-8-14	61	成木8丁目	成木 8-529
22	根ヶ布自治会館	根ヶ布 1-378-1	62	成木夕倉	成木 8-799-2
23	多摩団地	根ヶ布 2-1372-68	63	成木白岩	成木 8-1114
24	友田町4丁目	友田町 4-118	64	霞台第2	野上町 3-9-28
25	東京恵明学園	友田町 2-715	65	都営住宅	河辺町 7-13
26	長淵2丁目	長淵 2-791	66	新町2丁目	新町 2-20-1
27	長淵5丁目	長淵 5-575	67	新町平松	新町 5-6-1
28	長淵8丁目	長淵 8-175-8	68	新町9丁目	新町 9-2002-1
29	駒木野	駒木町 2-46-1	69	新町3丁目	新町 3-59-12
30	千ヶ瀬町5丁目	千ヶ瀬町 5-626	70	鈴法寺公園	新町 1-22-18
31	千ヶ瀬町1丁目	千ヶ瀬町 1-14	71	末広公園	末広町 2-4
32	河辺町2丁目	河辺町 2-1027	72	藤橋調理場	藤橋 3-4
33	中先戸公園	河辺町 4-22	73	藤の木橋	藤橋 1-373-1
34	畑中神社	畑中 2-557-1	74	今井城跡	今井 1-554-1
35	和田町1丁目	和田町 1-418	75	早道公園	東青梅 5-17
36	第五小学校	梅郷 3-765-1	76	根ヶ布諏訪神社	根ヶ布 1-191-1
37	梅郷6丁目	梅郷 6-1310	77	御岳2丁目	御岳 2-297
38	柚木町運動広場	柚木町 2-316	78	二俣尾3丁目	二俣尾 3-562
39	御岳山	御岳山 17	79	平溝	二俣尾 5-143-1
40	御岳運動広場	御岳 1-115	80	長淵4丁目	長淵 4-356-1

番号	受信所名	設置場所	番号	受信所名	設置場所
81	長淵大荷田	長淵 9-948	104	成木二本竹	成木 3-1775
82	友田5丁目	友田町 5-348	105	青梅市役所	東青梅 1-11-1
83	千ヶ瀬4丁目	千ヶ瀬 4-258-8	106	滝ノ上児童遊園	滝ノ上町 1290
84	千ヶ瀬6丁目	千ヶ瀬 6-914	107	河辺小学校	河辺町 5-24
85	青梅総合高校	勝沼 1-39-2	108	古井戸公園	野上町 4-11
86	黒沢青梅坂	黒沢 3-1867-6	109	道間公園	師岡町 3-7
87	小曾木2丁目	小曾木 2-1051-6	110	鳥井戸公園	野上町 3-11
88	成木1丁目	成木 1-355	111	わかぐさ公園	河辺町 8-14
89	成木高土戸	成木 7-670-1	112	梨の木公園	河辺町 6-24
90	柚木町3丁目第2	柚木町 3-717	113	吹上天平運動広場	吹上 44-1
91	成木7丁目	成木 7-884	114	梅郷4丁目	梅郷 4-680-2
92	水窪公園	今井 3-22	115	駒木町1丁目	駒木町 1-653
93	東原公園	今寺 5-11	116	新田山公園	新町 7-33
94	梅郷1丁目	梅郷 1-10-1	117	沢井市民センター	沢井 2-682
95	都立誠明学園	新町 3-72-1	118	二俣尾4丁目	二俣尾 4-973
96	大門3丁目	大門 3-16-22	119	二俣尾1丁目	二俣尾 1-201-4
97	南白はげ公園	河辺町 6-11	120	霞台中学校	師岡町 4-6
98	長淵市民センター	長淵 6-491-3	121	今井小学校	今井 2-947-1
99	小曾木3丁目	小曾木 3-1903-1	122	富士塚公園	新町 5-22
100	日向和田1丁目	日向和田 1-116-10	123	杉保葛神社	藤橋 2-107
101	新町5丁目	新町 5-52-1	124	御岳本町	御岳本町 373-2
102	青梅市共同利用工場	今井 3-4-15	125	畑中1丁目	畑中 1-99
103	柚木町1丁目	柚木町 1-69-4	126	畑中戸田山公園	畑中 3-898-2

### 【資料2-6-2】 災害時優先電話

(平成30年4月現在)

設置場所
電話交換機内3回線
市民安全部防災課
記者クラブ

### 【資料2-6-3】 アマチュア無線

(平成30年4月現在)

名称	所在地	会員	コールサイン(会)
青梅アマチュア無線クラブ	河辺町4-9-2	45人	JA1ZYG

## 第7章 医療救護対策

### 【資料2-7-1】 災害拠点病院・災害拠点連携病院

#### 1 災害拠点病院

二次医療圏・施設名		所在地	電話番号	病床数	三次救急	ヘリ離着陸	
<b>西多摩</b>				計 1,142			
☆市立総合医療センター		青梅市東青梅 4-16-5	0428-22-3191	521	○	○	
公立阿伎留医療センター		あきる野市引田 78-1	042-558-0321	305			
公立福生病院		福生市加美平 1-6-1	042-551-1111	316			
<b>南多摩</b>				計 3,061			
☆東京医科大学八王子医療センター		八王子市館町 1163	042-665-5611	610	○	○	
東海大学八王子病院		八王子市石川町 1838	042-639-1111	500		○	
日本医科大学多摩永山病院		多摩市永山 1-7-1	042-371-2111	405	○		
東京都立多摩南部地域病院		多摩市中沢 2-1-2	042-338-5111	287			
稲城市立病院		稲城市大丸 1171	042-377-0931	290			
町田市民病院		町田市旭町 2-15-41	042-722-2230	447			
南町田病院		町田市鶴間 4-4-1	042-799-6161	222			
日野市立病院		日野市多摩平 4-3-1	042-581-2677	300			
<b>北多摩西部</b>				計 1,189			
★国立病院機構災害医療センター		立川市緑町 3256	042-526-5511	455	○	○	
立川病院		立川市錦町 4-2-22	042-523-3131	450			
東大和病院		東大和市南街 1-13-12	042-562-1411	284			
<b>北多摩南部</b>				計 3,795			
武蔵野赤十字病院		武蔵野市境南町 1-26-1	0422-32-3111	611	○	○	
☆東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市	武蔵台 2-8-29	多摩	042-323-5111	889	○	○
	小児		042-300-5111	561			
杏林大学医学部付属病院		三鷹市新川 6-20-2	0422-47-5511	1,153	○	○	
東京慈恵会医科大学附属第三病院		狛江市和泉本町 4-11-1	03-3480-1151	581			
<b>北多摩北部</b>				計 1,527			
☆公立昭和病院		小平市花小金井 8-1-1	042-461-0052	485	○		
佐々総合病院		西東京市田無町 4-24-15	042-461-1535	183			
東京都立多摩北部医療センター		東村山市青葉町 1-7-1	042-396-3811	337			
国立病院機構東京病院		清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	522			

★印は広域基幹災害拠点病院、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。

三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。

#### 2 災害拠点連携病院

二次医療圏・施設名		所在地	電話番号	病床数	三次救急	ヘリ離着陸
西多摩	高木病院	青梅市今寺 5-18-19	0428-31-5255			

【資料2-7-2】 市内医療機関

【 病院 】

医療機関名	所在地	電話	診療科目
市立総合医療センター	東青梅 4-16-5	22-3191	内・小・放・外・整・皮・泌・産・婦・眼・耳・精・麻・リハ・脳・呼・齒外・消・循・リウ・内糖・血・胸・救・心臓血管外科・乳・形
<b>青梅地区</b>	<b>所在地</b>	<b>電話</b>	<b>診療科目</b>
田中医院	西分町 2-53	22-2762	内・循
笹本医院	住江町 58	24-3955	内・小・皮
青梅駅前耳鼻咽喉科	本町 120	84-0506	耳・ア
青梅医院	仲町 241	22-2043	内・小
大河原森本医院	仲町 251	22-2047	内・小・皮・リハ・循・消
青梅整形外科内科	仲町 291-1F	24-3323	内・整・皮・リハ
後藤眼科診療所	森下町 508	22-3202	眼
青梅三慶病院	大柳町 1412	24-7501	内・整・循・リハ
<b>長淵地区</b>	<b>所在地</b>	<b>電話</b>	<b>診療科目</b>
三田眼科	長淵 1-52	24-1345	眼
下奥多摩医院	長淵 4-376-1	22-2580	内・小・外・麻・婦
鈴木慈光病院	長淵 5-1086	22-3126	心内・精・内
井上医院	長淵 7-379	24-2552	内・胃・小・外
多摩リハビリテーション病院	長淵 9-1412-4	24-3798	内・皮・リハ・整・放
友田クリニック	友田町 3-136-1	25-1173	内・循・消
進藤医院	千ヶ瀬町 5-610-11	78-3111	内・小・リハ
<b>大門地区</b>	<b>所在地</b>	<b>電話</b>	<b>診療科目</b>
青梅かすみ台クリニック	野上町 3-2-7	20-2334	内
荒巻医院	野上町 4-3-6	24-8561	内・小・循
足立医院	野上町 4-9-21	24-6303	内・外・皮・泌
青梅慶友病院	大門 1-681	24-3020	内・精・リハ
東原診療所	今寺 5-10-46	33-9250	内・小・ア
きくち耳鼻咽喉科クリニック	今寺 5-12-3	32-4187	耳
高木病院	今寺 5-18-19	31-5255	内・循・外・脊・肛・リハ・神内・消・呼内・整・泌・リウ・皮・麻・放
<b>梅郷地区</b>	<b>所在地</b>	<b>電話</b>	<b>診療科目</b>
梅郷診療所	梅郷 3-755-1	76-0112	内・小・循
<b>沢井地区</b>	<b>所在地</b>	<b>電話</b>	<b>診療科目</b>
二俣尾診療所	二俣尾 4-954-1	78-8981	内・齒・小・美
沢井診療所	沢井 2-850-3	78-8432	内・小・呼
御岳山診療所	御岳山 95	78-9521	内・小・呼
<b>小曾木地区</b>	<b>所在地</b>	<b>電話</b>	<b>診療科目</b>
博仁会診療所	富岡 1-318	74-4411	内
東京青梅病院	富岡 3-1254	74-7111	内・精
長生病院	小曾木 1-3438	74-4771	内
愛弘園診療所	小曾木 4-2590	74-4355	内
小曾木診療所	小曾木 4-2787-3	74-5340	内・小・皮
青梅東部病院	黒沢 1-619-9	74-7711	内・精・神内
<b>成木地区</b>	<b>所在地</b>	<b>電話</b>	<b>診療科目</b>
青梅成木台病院	成木 1-447	74-4111	精・内
成木長生病院	成木 4-576	74-5121	精・齒・内

東青梅地区	所在地	電話	診療科目
東青梅診療所	東青梅 1-7-5	25-8651	内・小・泌・外・眼
野村医院	東青梅 1-7-7 清水ビル 2F	23-8741	内・消
青梅市休日夜間診療所	東青梅 1-167-1	20-7708	内・小
小林医院	東青梅 2-10-2	24-2819	内・外
ひがし青梅腎クリニック	東青梅 2-19-10	25-8080	人工透析内科
林レディースクリニック	東青梅 3-8-8	20-1887	内・産・婦
やすらぎ在宅診療所	東青梅 4-17-16	21-3355	内
東青梅整形外科医院	東青梅 5-21-17	21-3681	外・整・リハ
土田医院	根ヶ布 2-1370-37	84-0801	内・外・消
濱松皮膚科	師岡町 3-14-19	22-0150	皮
中島内科・循環器科クリニック	師岡町 3-19-13	20-2611	内・循
瀧川メンタルクリニック	師岡町 4-1-8	25-2277	神・精・心内
新町地区	所在地	電話	診療科目
青梅耳鼻咽喉科	新町 2-16-2	34-9833	耳
新町皮フ科	新町 2-16-2	33-1112	皮・美容皮膚科
しんまち総合クリニック	新町 2-18-7	78-2323	内・脳・ア・皮・リウ・心内・整
千葉医院	新町 2-32-1	34-5888	内・外・整・リハ
皮膚科・アレルギー科メディカルクリニック	新町 3-3-1 宇源ビル 1F	33-3109	皮・ア
あさひ整形外科クリニック	新町 3-3-1 宇源ビル 2F	32-4567	整・内・形・リハ・リウ
みしま泌尿器科クリニック	新町 3-3-1 宇源ビル 2F	30-3567	泌・内
新町クリニック	新町 3-53-5	31-5301	内・消・婦・神内・外・循・漢方内科
ホームケアクリニック青梅	新町 3-66-3	32-3663	内・呼内
酒井医院	新町 4-1-13	32-5432	内
野本医院	新町 5-11-60	31-7155	内・消・胃・循
ゆだクリニック	新町 6-5-1	30-0880	内・循・呼内
青梅順心眼科クリニック	新町 9-4-4	31-4146	眼
東京海道病院	末広町 1-4-5	32-0111	精・歯・内
河辺地区	所在地	電話	診療科目
ひまわり在宅診療所	河辺町 4-8-7	84-2191	内
ナルケンキッズクリニック	河辺町 4-20-4	21-0252	小
青梅腎クリニック	河辺町 5-1-4	23-8100	人工透析内科
丹生クリニック	河辺町 5-13-5 シャルマン・ファミリーユ東京 1F	20-0078	内・胃
中野クリニック	河辺町 5-21-3 ベリテビル 3F	24-8771	精・神
坂元医院	河辺町 5-21-3 ベリテビル 1F	21-0019	内・胃・外
吉野医院	河辺町 8-7-7	31-2350	内・小
なごみクリニック	河辺町 8-13-19	31-8038	内・小
小作クリニック	河辺町 8-19-1	32-9022	内
こみ内科クリニック	河辺町 10-7-1	21-1114	内・糖内・腎・循・リウ
河辺駅前クリニック	河辺町 10-11-1 1F	21-5588	内・小・ア
かごしま眼科	河辺町 10-12-14 加藤ビル 1F	21-7909	眼
河辺皮膚科メンタルクリニック	河辺町 10-13-1	24-3055	皮・精・心内
片平医院	河辺町 10-16-20	21-1741	内・皮・放
今井地区	所在地	電話	診療科目
百瀬医院	藤橋 2-10-2	31-3328	内・小
藤橋内科クリニック	藤橋 3-10-24	32-2513	内
武蔵野台病院	今井 1-2586	31-6632	内・神内・リハ
青梅今井病院	今井 1-2609-2	31-8821	内・リハ
大堀医院	今井 5-2440-178	31-9098	内・小

## 診療科目略号

診療科目略号	診療科目	診療科目略号	診療科目	診療科目略号	診療科目
内	内科	ア	アレルギー科	耳	耳鼻咽喉科
呼	呼吸器科	リウ	リウマチ科	皮	皮膚科
消	消化器科	外	外科	泌	泌尿器科
胃	胃腸科	整	整形外科	リハ	リハビリテーション科
循	循環器科	形	形成外科	放	放射線科
小	小児科	脳	脳神経外科	麻	麻酔科
精	精神科	脊	脊髄外科	歯	歯科
神	神経科	糖内	糖尿病内科	歯外	歯科口腔外科
神内	神経内科	産	産科	肛	肛門科
心内	心療内科	婦	婦人科	腎	腎臓内科
呼内	呼吸器内科	眼	眼科	内糖	内分泌糖尿病科
血	血液内科	胸	胸部外科	頭	頭頸部外科
救	救急科	美	美容外科		

【 歯 科 医 】

青梅地区	所在地	電話
片桐歯科医院	勝沼 3-71	23-8456
櫻岡歯科医院	西分町 2-62	22-2650
山崎歯科医院	西分町 2-85	24-2516
ホワイト歯科クリニック	本町 130-1	23-6600
鈴木進歯科医院	本町 202-5 グリーンコーポ青梅	22-5555
武藤歯科医院	滝ノ上町 1235	22-2825
長淵地区	所在地	電話
中丸歯科クリニック	長淵 1-9	21-5500
三田歯科医院	長淵 1-57-1	21-3941
下奥多摩歯科医院	長淵 4-376-1	23-8818
やまだ歯科医院	千ヶ瀬町 3-403-3 ハシモトビル 2F	22-0139
大門地区	所在地	電話
佐藤歯科医院	野上町 2-21-3	22-3954
かすみ台歯科医院	野上町 3-4-13 コーポ栄 1F	24-4181
関口歯科医院	野上町 4-1-4 浜中ビル 1F	24-7304
斉藤歯科医院	野上町 4-14-13 ジェームスビル 1F1 号室	24-2021
しまざき歯科医院	谷野 56-1	32-8217
百瀬歯科医院	今寺 4-24-2	31-5006
梅郷地区	所在地	電話
梅郷歯科クリニック	梅郷 4-702-3	77-0648
鈴木歯科医院	梅郷 6-1226	76-0413
ひろせ歯科クリニック	柚木町 1-265-1	77-0666
沢井地区	所在地	電話
S. H. I デンタルクリニック	二俣尾 3-843-6	85-8899
小曾木地区	所在地	電話
小曾木歯科	小曾木 4-2244	74-6480
成木地区	所在地	電話
北小曾木歯科診療所	成木 8-410	74-4744
東青梅地区	所在地	電話
東青梅歯科医院	東青梅 1-2-5 東青梅志村ビル 2F	21-6480
志村歯科医院	東青梅 1-4-3	22-3711
青梅プラザ歯科	東青梅 1-7-7 清水建設工業所 1F	84-0620
山中歯科医院	東青梅 1-9-8	22-2875
ハニーデンタルクリニック	東青梅 2-13-20	24-0821
池田歯科医院	東青梅 2-20-26	24-2322
はたの歯科医院	東青梅 3-9-14	22-0118
デンタルクリニック関	東青梅 3-21-36	21-5481
長谷川歯科医院	東青梅 5-9-24	24-8014
高橋スマイル歯科	東青梅 5-16-24	24-8455
三井歯科医院	東青梅 5-20-10	24-7471
師岡町歯科医院	師岡町 3-16-4 第3丸吉 1F	25-8055
Dentrust 河辺	師岡町 3-19-8 ヴィレッジ青梅 1F	22-1181
斉藤歯科医院	師岡町 4-5-33 ジェームスビル 1F1 号室	24-2021

新町地区	所在地	電話
武尾歯科医院	新町 1-24-12	31-6470
武藤歯科クリニック	新町 3-31-3	31-8848
かがみ歯科医院	新町 3-67-5	32-1789
小沢歯科医院	新町 3-70-9	32-0082
アピス歯科医院	新町 5-2-8 小作アピスビル 1号室	33-1188
浜口ファミリー歯科医院	新町 5-32-7 ファミリービル 1F	32-7177
みのりのもり歯科	新町 6-16-15 ベイシア青梅インター店 1F	32-1111
さくら歯科クリニック	新町 7-47-18	31-2131
ラーレひまわり歯科	新町 9-2016-14	34-9685
河辺地区	所在地	電話
上田歯科医院	河辺町 4-21-2	24-4182
高野歯科クリニック	河辺町 5-5-12	21-4970
河辺南口デンタルクリニック	河辺町 5-7-4-2F	20-8333
すずの木歯科クリニック	河辺町 5-10-10	25-0205
河辺歯科医院	河辺町 5-25-2	24-8046
菊池歯科医院	河辺町 7-1-14	31-1319
橋本歯科医院	河辺町 7-4-55	32-7370
野中歯科医院	河辺町 7-6-5	27-4367
本間歯科医院	河辺町 9-9-2	22-3243
北島歯科医院	河辺町 10-5-15	24-1081
近藤歯科医院	河辺町 10-8-8 三晴ビル 1F	78-3219
山下歯科医院	河辺町 10-12-37 2F	22-0203
今井地区	所在地	電話
モモセオーラルケアクリニック	藤橋 2-560-44	78-0418
プラム歯科	藤橋 3-1-12	33-4182
荻野歯科三ツ原診療所	藤橋 3-9-7	31-6480

【資料2-7-3】 AED(自動体外式除細動器)設置場所

青梅地区	所在地	成木地区	所在地
風の子・太陽の子広場	勝沼 2-469	成木小学校	成木 3-423-1
永山体育館	住江町 25	第七中学校	成木 4-544-2
永山公園総合グラウンド	本町 217	成木市民センター	成木 4-644
第一小学校	本町 223	旧北小曾木ふれあいセンター	成木 8-876
青梅図書館	仲町 268-9	東青梅地区	所在地
青梅市民センター	上町 374	青梅市役所(4階東側)	東青梅 1-11-1
第一中学校	裏宿町 615	青梅市役所(1階西側)	東青梅 1-11-1
天ヶ瀬体育館	天ヶ瀬町 1111-1	青梅市健康センター	東青梅 1-174-1
美術館	滝ノ上町 1346	青梅市福祉センター	東青梅 1-177-3
日向和田第2ポンプ場	日向和田 1-252	東青梅センタービル 3階	東青梅 1-2-5
長淵地区	所在地	第四小学校	東青梅 6-1-1
郷土博物館	駒木町 1-684	東青梅市民センター	師岡町 3-9-6
第二小学校	長淵 4-437	霞台中学校	師岡町 4-6-1
市民斎場	長淵 5-698-2	新町地区	所在地
長淵市民センター	長淵 6-492-1	若草小学校	新町 1-15-1
友田小学校	友田町 5-332	霞台小学校	新町 1-35-1
友田レクリエーション広場	友田町 5-340	泉中学校	新町 1-37
第二中学校	千ヶ瀬町 2-155	子育て支援センター	新町 2-21-9
大門地区	所在地	東小中学校	新町 3-72-1
吹上中学校	吹上 1	新町市民センター	新町 4-17-1
吹上小学校	吹上 176-1	新町中学校	新町 5-20-1
障がい者サポートセンター	大門 2-261-1	新町小学校	新町 5-21-1
大門市民センター	大門 2-288	リサイクルセンター	新町 6-9-1
第三中学校	大門 2-301	新田山公園	新町 7-33
第三小学校	大門 2-317	河辺地区	所在地
交通公園	大門 3-14-3	市民球技場	河辺町 1-872-1
東原公園	今寺 5-11	住友金属鉱山アリーナ青梅	河辺町 4-16-1
梅郷地区	所在地	河辺小学校	河辺町 5-24
梅郷市民センター	梅郷 3-749-1	河辺市民センター	河辺町 6-18-1
第五小学校	梅郷 3-765-1	わかぐさ公園	河辺町 8-14-3
西中学校	梅郷 6-1460-1	中央図書館	河辺町 10-8-1 B
沢井地区	所在地	今井地区	所在地
第六小学校	二俣尾 3-903-1	藤橋小学校	藤橋 3-13-1
沢井市民センター	沢井 2-682	今井市民センター	今井 2-908-1
御岳交流センター	御岳本町 362-8	今井小学校	今井 2-947-1
消防団第5分団第4部詰所	御岳山 114	青梅スタジアム	今井 5-2348-1
小曾木地区	所在地	自立センター	今井 5-2434-2
小曾木市民センター	小曾木 3-1656-1		
第七小学校	小曾木 3-1880-1		
ちがむら球技場	小曾木 3-2166		
第六中学校	小曾木 4-2040		
花木園	小曾木 4-2615-1		

※市内のすべての AED 設置施設を掲載しているものではありません。

また、各施設とも原則として開場時間（営業時間）内の使用に限られます。

## 第8章 帰宅困難者対策

### 【資料2-8-1】 東京都帰宅困難者対策条例

#### 東京都帰宅困難者対策条例

##### 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第七条—第九条）
- 第三章 安否確認及び情報提供（第十条・第十一条）
- 第四章 一時滞在施設の確保（第十二条）
- 第五章 帰宅支援（第十三条）
- 第六章 雑則（第十四条）
- 附則

##### 第一章 総則

###### （目的）

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

###### （知事の責務）

第二条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

- 2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができることを認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

###### （都民の責務）

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

- 2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

###### （事業者の責務）

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の

確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力を努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

## 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）

第九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

## 第三章 安否確認及び情報提供

（安否確認及び情報提供のための体制整備）

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

（安否確認手段の周知等）

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

#### 第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

#### 第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

#### 第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 第9章 避難者対策

### 【資料2-9-1】 指定緊急避難場所・指定避難所・二次避難所(福祉避難所)

(令和6年7月現在)

#### 1 指定緊急避難場所

<b>震災時避難場所</b> (◎、○) 地震、大規模な火事	66箇所	建物倒壊や火災延焼等の危険から安全を確保するための広場の施設 ◎: 屋内施設およびグラウンド等広場がある ○: グラウンド等広場のみ ×: 不適
<b>風水害時避難場所</b> (◎、○) 洪水・土砂災害・ 内水氾濫	40箇所	土砂災害や浸水害等の危険から安全を確保するため、避難指示を発令した際に必要に応じて開設する屋内施設の避難場所 ◎: 施設のすべてが区域外のため使用可 ○: 区域外だが鉄筋コンクリート造施設上階を使用可 ◎1、○1: 上記のうち高齢者等避難を発令した際に自主避難者の受入れを行う施設 ×: 不適(土砂災害特別警戒区域もしくは避難に適さない浸水予想区域内施設) —: 不適(屋内施設なし)

地区名	施設名・所在地等			指定緊急避難場所	
	番号	避難場所名称	所在地	震災時	風水害時
<b>①青梅地区</b> 勝沼、西分町、 住江町、本町、 仲町、上町、 森下町、裏宿町、 天ヶ瀬町、滝ノ上町、 大柳町、日向和田	1	都立青梅総合高校	勝沼60-1	◎	○
	2	永山公園グラウンド	本町217	○	—
	3	市立第一小学校	本町223	◎	×
	4	青梅文化交流センター	上町374	◎	◎1
	5	天ヶ瀬体育館	天ヶ瀬町1111-1	◎	○
	6	天ヶ瀬運動広場	天ヶ瀬町1111-1	○	—
	7	市立第一中学校	裏宿町615	◎	◎
	8	日向和田2丁目児童遊園	日向和田2-374-7	○	—
<b>②長淵地区</b> 駒木町、長淵、 友田町、千ヶ瀬町	1	駒木町1丁目運動広場	駒木町1-9-1	○	—
	2	市立第二小学校	長淵4-437	◎	○
	3	長淵市民センター	長淵6-492-1	◎	◎1
	4	市立友田小学校	友田町5-332	◎	○
	5	市立第二中学校	千ヶ瀬町2-155	◎	◎
<b>③大門地区</b> 吹上、野上町、 大門、塩船、 谷野、木野下、 今寺	1	市立吹上中学校	吹上1	◎	◎
	2	市立吹上小学校	吹上176-1	◎	◎
	3	大門市民センター	大門2-288	◎	◎1
	4	市立第三中学校	大門2-301	◎	◎
	5	市立第三小学校	大門2-317	◎	○
	6	東原公園グラウンド	今寺5-11	○	—
<b>④梅郷地区</b> 畑中、和田町、 梅郷、柚木町	1	畑中保育園	畑中2-593	○	—
	2	和田町運動広場	和田町2-422-1	○	—
	3	梅郷市民センター	梅郷3-749-1	◎	◎1
	4	市立第五小学校	梅郷3-765-1	◎	◎
	5	市立西中学校	梅郷6-1460-1	◎	○
	6	柚木町運動広場	柚木町2-313-1	○	—
	7	柚木苑地駐車場	柚木町3-643	○	—
<b>⑤沢井地区</b> 二俣尾、沢井、 御岳本町、御岳、 御岳山	1	市立第六小学校	二俣尾3-903-1	◎	◎
	2	二俣尾五丁目第2運動広場	二俣尾5-164	○	—
	3	沢井市民センター	沢井2-682	◎	○1多目的室
	4	御岳本町児童遊園	御岳本町167-1	○	—
	5	御岳本町運動広場	御岳本町224-3	○	—
	6	御岳運動広場	御岳1-115	○	—
	7	御岳山ふれあいセンター	御岳山38-2	◎	◎

地区名	施設名・所在地等			指定緊急避難場所	
	番号	避難場所名称	所在地	震災時	風水害時
⑥小曾木地区 富岡、小曾木、 黒沢	1	富岡3丁目運動広場	富岡3-1168	○	—
	2	小曾木2丁目運動広場	小曾木2-633	○	—
	3	小曾木市民センター	小曾木3-1656-1	◎	○1
	4	市立第七小学校	小曾木3-1880-1	◎	○
	5	市立第六中学校	小曾木4-2040	◎	◎
	6	黒沢中央運動広場	黒沢2-991-1	○	—
⑦成木地区 成木	1	市立成木小学校	成木3-423-1	◎	○
	2	市立第七中学校	成木4-544-2	◎	○
	3	成木市民センター	成木4-644	◎	×
	4	旧上成木ふれあいセンター	成木7-902	○	—
	5	旧北小曾木ふれあいセンター	成木8-676	○	—
⑧東青梅地区 東青梅、根ヶ布、 師岡町	1	青梅市役所	東青梅1-11-1	○	◎1
	2	市立第四小学校	東青梅6-1-1	◎	◎
	3	東青梅市民センター	師岡町3-9-6	◎	◎1
	4	市立霞台中学校	師岡町4-6-1	◎	◎
⑨新町地区 新町、末広町	1	市立若草小学校	新町1-15-1	◎	◎
	2	市立霞台小学校	新町1-35-1	◎	◎
	3	市立泉中学校	新町1-37	◎	◎
	4	都立誠明学園グラウンド	新町3-72-1	○	—
	5	新町市民センター	新町4-17-1	◎	◎1
	6	市立新町中学校	新町5-20-1	◎	○
	7	市立新町小学校	新町5-21-1	◎	◎
	8	都農林総合研究センター青梅庁舎	新町6-7-1	○	—
	9	新田山公園	新町7-33	○	—
⑩河辺地区 河辺町	1	河辺町南自治会館	河辺町2-1026	○	—
	2	総合体育館	河辺町4-16-1	◎	◎
	3	市立河辺小学校	河辺町5-24	◎	◎
	4	河辺市民センター	河辺町6-18-1	◎	◎1
	5	わかぐさ公園	河辺町8-14-3	○	—
⑪今井地区 藤橋、今井	1	市立藤橋小学校	藤橋3-13-1	◎	◎
	2	今井市民センター	今井2-908-1	◎	◎1
	3	市立今井小学校	今井2-947-1	◎	×
	4	自立センター	今井5-2434-2	○	◎

※避難対象地区は目安

2 指定避難所 32箇所

管轄地区	指定避難所	所在地	体育館面積	想定収容人数
<b>青梅地区</b>		(計)	—	1,537
	都立青梅総合高校	勝沼 1-60	1,056	640
	市立第一小学校	本町 223	641	388
	市立第一中学校	裏宿町 615	840	509
<b>長淵地区</b>		(計)	—	1,385
	市立第二小学校	長淵 4-437	832	504
	市立友田小学校	友田町 5-332	662	401
	市立第二中学校	千ヶ瀬町 2-155	792	480
<b>大門地区</b>		(計)	—	1,739
	市立吹上小学校	吹上 176-1	679	412
	市立吹上中学校	吹上 1	727	441
	市立第三小学校	大門 2-317	596	361
	市立第三中学校	大門 2-301	866	525
<b>梅郷地区</b>		(計)	—	799
	市立第五小学校	梅郷 3-765-1	621	376
	市立西中学校	梅郷 6-1460-1	698	423
<b>沢井地区</b>		(計)	—	895
	市立第六小学校	二俣尾 3-903-1	660	400
	沢井市民センター	沢井 2-682	569	345
	御岳山ふれあいセンター	御岳山 38-2	247	150
<b>小曾木地区</b>		(計)	—	749
	市立第七小学校	小曾木 3-1880-1	588	356
	市立第六中学校	小曾木 4-2040	648	393
<b>成木地区</b>		(計)	—	742
	市立成木小学校	成木 3-423-1	686	416
	市立第七中学校	成木 4-544-2	538	326
<b>東青梅地区</b>		(計)	—	1,220
	市立第四小学校	東青梅 6-1-1	605	367
	東青梅市民センター	師岡町 3-9-6	710	430
	市立霞台中学校	師岡町 4-6-1	698	423
<b>新町地区</b>		(計)	—	1,819
	市立霞台小学校	新町 1-35-1	468	284
	市立泉中学校	新町 1-37	720	436
	市立若草小学校	新町 1-15-1	615	373
	市立新町小学校	新町 5-21-1	479	290
	市立新町中学校	新町 5-20	720	436
<b>河辺地区</b>		(計)	—	2,033
	総合体育館	河辺町 4-16-1	2,157	1,307
	市立河辺小学校	河辺町 5-24	468	284
	河辺市民センター	河辺町 6-18-1	729	442
<b>今井地区</b>		(計)	—	706
	市立今井小学校	今井 2-947-1	540	327
	市立藤橋小学校	藤橋 3-13-1	625	379
合計			—	13,624

二次避難所(福祉避難所) 10箇所

番号	避難所名称	所在地	避難対象者	震災時	風水害時
1	青梅市福祉センター	東青梅 1-177-3	高齢者・障がい者等	—	○
2	第2こどもクラブ	長淵 4-437	妊産婦・乳幼児等	○	○
3	子育て支援センター	新町 2-21-9	妊産婦・乳幼児等	○※	○
4	千ヶ瀬こどもクラブ	千ヶ瀬町 2-262-13	妊産婦・乳幼児等	○	○
5	大門こどもクラブ	大門 1-364-1	妊産婦・乳幼児等	○	○
6	新町こどもクラブ	新町 5-7-16	妊産婦・乳幼児等	○	○
7	新町第2こどもクラブ	新町 5-7-15	妊産婦・乳幼児等	○	○
8	障がい者サポートセンター	大門 2-261-1	障がい者等	○	○
9	自立センター	今井 5-2434-2	障がい者等	○	○
10	東京都立青峰学園	大門 3-12	障がい者等	○	○

二次避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象に、介護等の必要なサービスを提供することができる避難所。

※子育て支援センターについては平成25年度に耐震診断を行った結果、耐震性が確認できたため、震災時においても追加指定。

## 【資料2-9-2】 青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例

### 青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例

令和5年3月31日  
条例第16号

#### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定にもとづく、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための名簿および個別避難計画の作成ならびに避難支援等関係者への情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 青梅市の区域内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして、規則で定める要件を満たすものをいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる関係者であって、規則で定めるものをいう。
- (4) 避難行動要支援者名簿 避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (5) 名簿情報 避難行動要支援者名簿に記載し、または記録された情報をいう。
- (6) 個別避難計画 名簿情報にかかる避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。
- (7) 個別避難計画情報 個別避難計画に記載し、または記録された情報をいう。
- (8) 避難支援等実施者 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画にかかる避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。
- (9) 名簿情報等 名簿情報および個別避難計画情報をいう。

#### (避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 青梅市長（以下「市長」という。）は、法第49条の10の規定により、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する規則で定める事項を記載し、または記録するものとする。

#### (名簿情報の提供等)

第4条 市長は、法第49条の11第2項の規定により、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市長は、名簿情報の提供について、規則に定めるところにより、本人の同意の有無を確認した場合において、本人が同意しない旨の意思を明示しないときは、当該本人の同意を得たものとすることができる。ただし、その後において、避難行動要支援者が規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者にかかる名簿情報を提供することができない。

3 市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は適用しない。

#### (個別避難計画の作成)

第5条 市長は、法第49条の14第1項の規定により、個別避難計画を作成するものとする。

#### (個別避難計画情報の提供等)

第6条 市長は、法第49条の15第2項の規定により、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該避難行動要支援者および避難支援等実施者（以下「避難支援等実施者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市長は、個別避難計画情報の提供について、規則に定めるところにより、避難支援等実施者等の同意の有無を確認した場合において、避難支援等実施者等が同意しない旨の意思を明示しないときは、当該避難支援等実施者等の同意を得たものとしてすることができる。ただし、その後において、避難支援等実施者等が個別避難計画情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者にかかる個別避難計画情報を提供することはできない。

3 市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は適用しない。

（名簿情報等の漏えいの防止のための措置）

第7条 名簿情報等の提供を受けた者は、当該名簿情報等の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（管理状況の報告等）

第8条 市長は、提供した名簿情報等の管理の状況を確認するために必要があると認めるときは、名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者に対し、当該名簿情報等の管理の状況に関する報告を求め、または当該名簿情報等の管理の状況を検査することができる。

2 市長は、前項の規定による避難支援等関係者が名簿情報等を適切に管理し難いと判断した場合には、名簿情報等を返還させるものとする。

（利用および提供の制限）

第9条 名簿情報等の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報等を自ら利用し、または当該名簿情報等の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

（秘密保持義務）

第10条 名簿情報等の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）もしくはその職員その他の当該名簿情報等を利用して避難支援等の実施に携わる者またはこれらの者であったものは、正当な理由がなく、当該名簿情報等にかかる避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に、法にもとづき提供された名簿情報等は、この条例の規定により提供された名簿情報等とみなす。

## 【資料2-9-3】 青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則

### 青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則

令和5年3月31日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例（令和5年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(避難行動要支援者の要件)

第3条 条例第2条第1号で規定する規則で定める要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）にもとづく要介護認定を受け、その該当する要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかである者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害の程度が1級または2級と記載されている者
- (3) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）第5条の規定により交付を受けた愛の手帳に障害の程度が1度または2度と記載されている者
- (4) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が1級または2級と記載されている者
- (5) 75歳以上の者のみで構成する世帯に属する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等が必要であると青梅市長（以下「市長」という。）が認める者

(避難支援等関係者の範囲)

第4条 条例第2条第3号で規定する規則で定める者は、次に掲げる者をいう。

- (1) 青梅警察署
- (2) 青梅消防署
- (3) 自主防災組織を基本とした地域支援に関する組織
- (4) 青梅市民生児童委員合同協議会
- (5) 青梅市社会福祉協議会
- (6) 青梅市自治会連合会
- (7) 青梅市消防団
- (8) 親族その他市長が認める避難支援等の実施に携わる関係者

(避難行動要支援者名簿の作成)

第5条 市長は、条例第3条第2項の規定により、避難行動要支援者について、第3条に規定する要件に該当する場合、避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 緊急時の連絡先（氏名、続柄、住所および電話番号）
- (8) 特記事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定により登録する避難行動要支援者に対して、避難行動要支援者届出書兼名簿情報等提供同意確認書（様式第1号。以下「届出書兼同意確認書」という。）の提出を求めるものとする。

4 第1項の規定による者以外で、避難行動要支援者名簿への登録を希望する者は、市長に届出書兼同意確認書により届け出ることができる。

5 市長は、前項の規定による登録の届出があったときは、内容を審査し、災害時に避難支援の必要があると特に認める場合は、避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

6 市長は、避難行動要支援者名簿の更新を年に1回実施するものとする。

（個別避難計画の作成）

第6条 市長は、条例第5条の規定により、個別避難計画を作成するものとする。

2 市長は、前項の場合において、前条による避難行動要支援者名簿に登録しようとする者に対し、届出書兼同意確認書等により、当該個別避難計画を作成することについて、同意を得るよう努めるものとする。

3 市長は、必要に応じて個別避難計画の更新を実施するものとする。

（名簿情報等の提供における同意確認および情報収集）

第7条 市長は、条例第4条第1項および第6条第1項に規定する名簿情報等を提供する場合は、避難行動要支援者（個別避難計画情報の提供については、避難支援等実施者を含む。以下この条において同じ。）に対して、届出書兼同意確認書により、避難支援等関係者に名簿情報等をあらかじめ提供することについて、同意を得るものとする。

2 避難行動要支援者は、届出書兼同意確認書に必要事項を記入し、市長に届け出るものとする。

3 第5条第3項、第4項、前条第2項、前項および次条第1項の規定にかかわらず、避難行動要支援者が、疾病、心身の障害等により本人による届出が困難な場合には、代理人による届出ができるものとする。

4 名簿情報等の提供について、前3項により同意の確認を4回以上行ったにもかかわらず、意思が確認できない場合は、同意が得られたものとする。この場合において、前条第2項に規定する同意についても得られたものとみなすことができる。

5 届出書兼同意確認書において、緊急時の連絡先として登録される者は、第5条第2項第7号に定める情報を避難支援等関係者に提供することについて同意するものとする。

（名簿情報等の変更および取消し）

第8条 避難行動要支援者は、次の各号のいずれかに該当するときは、避難行動要支援者名簿登録情報変更・同意取消届出書（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

（1）名簿情報等のうち避難行動要支援者が届出書兼同意確認書により届け出た事項に変更が生じたとき。

（2）避難支援等関係者への名簿情報等の提供の同意について、取消しを希望するとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに名簿情報等を変更するものとする。

3 市長は、避難行動要支援者名簿へ登録されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

（1）避難行動要支援者に該当しなくなったとき。

（2）死亡または青梅市の区域外に転出したとき。

（3）社会福祉施設等に入所したとき。

（4）その他市長が必要と認めたとき。

（名簿情報等の管理）

第9条 市長は、災害の発生に備え、第7条第1項および第4項の規定により同意が得られた避難行動要支援者の名簿情報等を避難支援等関係者に提供するときは、次に掲げる事項について、避難支援等関係者（原則、第4条第8号の者を除く。）と覚書を締結するものとする。

（1）名簿情報等の保管に関する事項

（2）名簿情報等の利用および提供の制限に関する事項

（3）名簿情報等の秘密保持に関する事項

（4）前各号に掲げるもののほか、提供しようとする名簿情報等の管理に関し必要な事項として、市長が別に定めるもの

2 市長は、避難支援等関係者に名簿情報等の保護に関して、必要に応じて指示または調査をすることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【資料2-9-4】 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(令和6年2月現在)

番号	施設名	所在地	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	新規
1	青梅三慶病院	大柳町 1412	○	○	
2	青梅市立第一小学校	本町 223		○	
3	第一こどもクラブ	本町 223		○	
4	青梅医院	仲町 241		○	
5	大河原森本医院	仲町 251		○	
6	らぼーる羽村 / らぼーる森下町	森下町 448-6		○	※
7	後藤眼科診療所	森下町 508		○	
8	多機能ケアホーム みんなんち	天ヶ瀬町 952		○	
9	グループホーム ひだまりの家	滝ノ上町 1225-3		○	
10	日向和田保育園	日向和田 2-374-7		○	
11	にじのいえ信愛荘	長淵 2-687		○	
12	デイサービスセンター ほたる	長淵 4-258-5		○	
13	下奥多摩医院	長淵 4-376-1		○	
14	特別養護老人ホーム リバーパレス青梅	長淵 4-377		○	
15	それいゆ花の里	長淵 5-1080-2		○	
16	鈴木慈光病院	長淵 5-1086		○	
17	多機能型支援施設 ほたるの里	長淵 5-1086		○	
18	たましろの郷	長淵 5-1420-2		○	
19	特別養護老人ホーム 長淵園	長淵 5-1421-14		○	
20	多摩リハビリテーション病院	長淵 9-1412-4		○	
21	東京恵明学園	友田町 2-714-1		○	
22	青梅ケアレジデンスせせらぎ	友田町 2-761-1		○	
23	介護老人保健施設 西東京ケアセンター	友田町 3-136-1		○	
24	友田保育園	友田町 4-106		○	
25	青梅市立友田小学校	友田町 5-332		○	
26	友田こどもクラブ	友田町 5-332		○	
27	やすらぎの家	青梅市吹上 88		○	※
28	大門こどもクラブ	大門 1-364-1	○		※
29	アヴェニール / アヴェニール5	大門 1-572-2	○		※
30	グループホーム ひまわり / ジェミニ	木野下 2-175 ベリッチ フォート木野下 1F	○		※
31	グループホーム ひまわり / カプリコーン	木野下 2-175 ベリッチ フォート木野下 2F	○		※
32	グループホーム ひまわり / アリエス	木野下 2-176-1 ベ リッチフォート木野下 1F	○		※
33	グループホーム ひまわり / タウラス	木野下 2-176-1 ベ リッチフォート木野下 2F	○		※
34	デイサービス花・花	木野下 2-227-1		○	
35	ふらっとはんず	畑中 1-20-1		○	※
36	青梅ハーモニーホーム / 青梅ハーモ ニーホーム1	畑中 3-699-7	○		※
37	青梅あけぼの幼稚園	梅郷 3-904-3		○	
38	青梅市立西中学校	梅郷 6-1460-1		○	
39	第二喜久松苑	柚木町 2-460-1	○	○	
40	第二喜久松苑診療所	柚木町 2-460-1	○	○	※
41	喜久松苑	柚木町 2-462-1	○		※

番号	施設名	所在地	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	新規
42	喜久松苑デイサービスセンター	柚木町 2-462-1	○		※
43	喜久松苑診療所	柚木町 2-462-1	○		※
44	第六小学校	二俣尾 3-903-1		○	※
45	第六こどもクラブ	二俣尾 3-903-1		○	※
46	すてっぷ小中尾 やまなみ	二俣尾 3-917-1		○	※
47	二俣尾保育園	二俣尾 4-1067		○	
48	砂町友愛園 養護部	沢井 1-506		○	
49	三田保育園	沢井 2-843		○	
50	沢井診療所	沢井 2-850		○	※
51	特別養護老人ホーム 御岳園	御岳本町 163-1		○	
52	御岳山診療所	御岳山 95		○	
53	ポラリスワーク	富岡 1-168		○	※
54	グループホーム ゆいの風	富岡 1-179-2		○	
55	養護老人ホーム 愛仁ホーム	富岡 1-318		○	
56	東京青梅病院	富岡 3-1254		○	
57	長生病院	小曾木 1-3438		○	
58	青梅市立第七小学校	小曾木 3-1880-1	○	○	
59	第七こどもクラブ	小曾木 3-1880-1	○	○	
60	第六中学校	小曾木 4-2040	○		※
61	おそき保育園	小曾木 4-2227-1		○	
62	特別養護老人ホーム 青梅愛弘園	小曾木 4-2590		○	
63	小曾木診療所	小曾木 4-2787-3		○	
64	ダックス	黒沢 3-1778-1		○	※
65	デイサービスセンター きぼうの里	黒沢 3-1829-1		○	
66	特別養護老人ホーム 第二青梅園	黒沢 3-1966-1		○	
67	すてっぷ小中尾 あすなろ	成木 2-88-1		○	
68	友愛学園 児童部	成木 2-107		○	
69	友愛学園 成人部	成木 2-130-2		○	
70	青梅市立成木小学校	成木 3-423-1		○	
71	成木こどもクラブ	成木 3-423-1		○	
72	青梅市立第七中学校	成木 4-544-2	○	○	
73	成木長生病院	成木 4-576	○	○	
74	成木保育園	成木 4-683-5	○	○	※
75	特別養護盲老人ホーム 聖明園曙荘	根ヶ布 2-722		○	
76	特別養護老人ホーム 聖明園富士見荘	根ヶ布 2-722		○	
77	特別養護盲老人ホーム 聖明園寿荘	根ヶ布 2-724		○	
78	すずらん	今井 1-43-1	○		※
79	武蔵野台病院	今井 1-2586		○	
80	今井小学校	今井 2-947-1	○		※
81	今井こどもクラブ	今井 2-947-1	○		※

# 第10章 備蓄・供給・輸送対策

## 【資料2-10-1】 備蓄物資

### 1 備蓄食料

#### (1) 備蓄食糧整備

(令和6年1月現在)

計画・目標量			配備数
災害1日目	A ビスケット類		58,186 食
	内訳	避難者用(市内) 13,007 人×3 食	39,021 食
		帰宅困難者用(市外) 10,665 人×1 食	10,665 食
		小中学生用 8,500 人×1 食	8,500 食
【考え方】 初期応急対応のための災害時の1食目とするため、避難所においては、想定避難者(小中学校は、児童・生徒分含む)の1食分相当を配備する。 防災倉庫については、2食分相当を配備する。			61,928 食
【配備場所】 指定避難所32カ所、防災倉庫等15カ所 ※避難所、防災倉庫の重複あり			
災害2日目	B 米類(白米、五目御飯)		39,021 食
	内訳	避難者用(市内)	39,021 食
		13,007 人×3 食	
	【考え方】 災害による被害や避難所の開設状況に応じ、災害対策本部の判断により必要量を供給するため、各地区の防災倉庫等に配備する。		
【配備場所】 防災倉庫等14カ所			
合計(A+B)		97,207 食	106,328 食

※避難所開設時に配布

※3日目以降は、応援協定締結先や国・都からの支援により対応

#### (2) その他備蓄食料の配備状況

種類	数量
液体ミルク	乳幼児用 600 食
ビスケット類	職員用 850 食
	避難場所等用 2,050 食
	都寄託物資 4,300 食
五目御飯	7,500 食
白米	600 食
白かゆ	5,000 食

#### (3) 備蓄飲料水(490ml 10年保存)

計画・目標量	配備数	
避難者用(市内) 13,007 人×1 本	15,048 本	15,864 本
職員用 816 人×1 本	816 本	

2 主な生活用物資

(令和6年1月現在)

倉庫名	森下	青梅	長淵	大門	梅郷	沢井	小曾木	成木	東青梅	新町	河辺	御岳山	今井・藤橋	今井小	4小	西分	本庁舎	合計	備考
飲料用ポリタンク(個)	30		30	30	30	30	30	30	30	30	30		30	180	180			690	折りたたみ式 20L
生理用品(枚)		600	1,350	1,680	660	210	150	60		1,800	1,110		780				900	9,300	
オムツ(枚)		302 242	538 520	452 734	302 242	108 242	194 242	86 242		344 816	344 296		302 242				388 414	3,360 4,232	大人 3,360 小人 4,232
トイレ便袋(枚)	5,500	1,000	5,500	7,500	5,500	6,300	5,500	5,500	5,700	5,500	5,500	300	5,500	8,200	6,900		5,100	85,000	箱：100個入
トイレ組立式(基)	3	6	3	5					3	3	3						6	32	便槽式 便袋式 マンホール式
毛布(枚)	280	100	200	200	200	185	210	290	162	210	200		320	500		590	218	3,865	都寄託品 含む
カーペット(枚)	510					50							50	455	555	1,090		2,710	都寄託品 含む
炊出釜(台)	3			1	1		3	1					1					10	
豚ボールベッド(台)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		10	10	10		10	150	
テント(張)	9	9	9	21	9	21	21	21	9	9	9		21	9	9		40	226	
シートマット(枚)	20	20	20	20	20	40	40	40	20	20	20		40	20	20		36	396	
パーテーション(枚)	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70		70	70	70		70	1,050	段ボール製
ウェットティッシュ(箱)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4		7	63	箱：30枚×50P
外部給電機(台)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1			1	12		

### 3 応急対策用資器材

(令和5年3月31日現在)

機 関 名	青 梅 市												西多摩建設事務所		
	倉庫名	森下	長淵	大門	梅郷	沢井	小曾木	成木	東青梅	新町	河辺	今井・ 藤橋	御岳山	友田	今寺
土のう袋 (袋)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0	9,100	11,750	7,400
土のう 留杭 (m)	90	0	300	300	300	300	325	320	230	100	300	250	1,400	1,370	1,680
シート (㎡)	1,555	583	2,138	1,944	1,944	0	0	0	1,944	389	1,944	214	1,872	2,388	2,235
鉄線 (kg)	700	500	500	50	500	500	500	500	500	500	0	400	445	180	100
杭 (本)	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	213	815	106
縄 (m)	4,300	1,000	1,000	1,000	800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0	400	3,780		3,100
シヨベル (丁)	20	12	10	17	10	9	10	10	9	9	10	4	126	45	40
つるはし (丁)	17	10	10	10	10	10	10	10	7	10	10	3	40	37	40
掛 矢 (丁)	0	0	7	4	3	4	5	5	4	5	5	0	0	27	11
カッター (丁)	0	3	4	0	0	5	0	5	2	5	0	3	3	7	6
一輪車 (台)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	10

【資料2-10-2】 応急給水の資器材

(令和6年3月現在)

給水器材	規格 (ℓ)	数量 (個)	給水能力			
			1回の給水可能 人口(人)	1日給水 回数(回)	給水量 (ℓ)	延給水可能 人口(人)
飲料用 車載式タンク	2,000	2	666	5	10,000	6,660
飲料用 折りたたみ ポリタンク	20	690	4,600	5	69,000	14,460

※このほか東京都貸与応急給水栓 64基

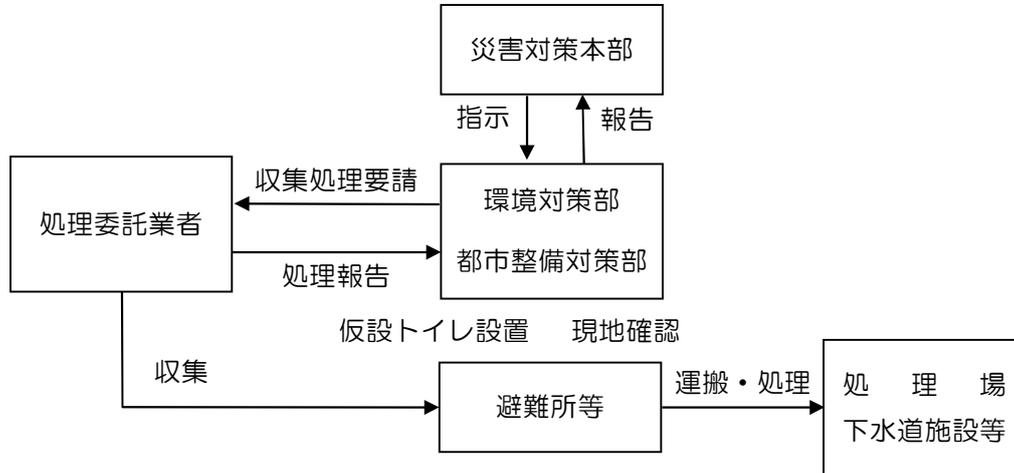
【資料2-10-3】 上水道施設の現況

(令和6年4月23日現在)

	施設名	所在地	確保水量(m <sup>3</sup> )	応急給水器材	分区画	
給水 拠点	日向和田浄水所	日向和田 2-370	880	エンジンポンプ、 吸引管、 布ホース、 給水栓	○	
	千ヶ瀬浄水所	千ヶ瀬町 3-464-1	460		○	
	御岳山第一配水所	御岳山 170-3	70		○	
	成木配水所	成木 8-690-3	30			
	新町給水所	新町 5-24-1	2,330		ウォーター パッカー	○
	二俣尾配水所	二俣尾 5-107-2	70			○
	城山配水所	東青梅 6-95-1	1,440			○
	梅郷配水所	和田町 2-578-1	660			○

## 第11章 生活再建対策

### 【資料2-11-1】し尿処理体制



### 【資料2-11-2】仮設トイレ備蓄数等

(平成30年3月現在)

品目	設置場所（保管場所等）	備蓄量	備考
組立トイレ (和式)	各地区防災倉庫(森下3基、長淵 3基、大門 5基、東青梅 3基、新町3基、河辺3基)	20基	便槽式
簡易トイレ (洋式)	避難所(学校備蓄倉庫)	64基	便袋式
便袋	各地区防災倉庫、各避難所 下水ポンプ場(長淵第2)	126,390袋	

### 【資料2-11-3】収集車両

#### 1 収集車両

(令和5年4月現在)

用途名	車種	積載量 (t)	数量 (台)	所在	所管
じんかい 収集用	軽ダンプカー	0.4	2	新町6-9-1	清掃リサイクル課 (直営車両)
	パッカー車	2.0	39	黒沢1-699 今井3-3-18 富岡2-616-1	調達車両 (委託業者)

#### 2 し尿収集処理

(令和5年4月現在)

用途	車種	積載量 (kg)	数量 (台)	保管場所	委託業者
し尿収集用	バキューム車	1,800	5	黒沢1-699	青梅新興(株)
		3,600	1		
		3,400	1		
		350	1		

【資料2-11-4】 災害救助法関係資料

1 救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所・福祉避難所の設置	7日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内（ただし、助産は分べんした日から7日以内）	医療班派遣＝都及び日赤支部（ただし委任したとき）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	20日以内	設置：都 委任したときは市
災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

2 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
避難所及び応急仮設住宅の供与	<p>一 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>二 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</p> <p>三 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>一 避難所設置のため支出できる費用は、一人一日当たり三百四十円とし、その費用の種類は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(一) 法第四条第一項第一号の避難所                      避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費</p> <p>(二) 法第四条第二項の避難所                      災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金及び光熱水費</p> <p>二 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p>	<p>法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。</p>
応急仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。))又はその他適切な方法により供与するものとする。</p>	<p>一 建設型応急住宅</p> <p>(一) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することを可能とする。</p> <p>(二) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とする。</p> <p>(三) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。</p> <p>(四) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。</p> <p>(五) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>二 賃貸型応急住宅</p> <p>賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(二)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p>	<p>一 建設型応急住宅の設置については、災害発生日から二十日以内に着工しなければならない。</p> <p>二 賃貸型応急住宅は、災害発生日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>三 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限内とする。</p>

救助の程度及び方法			救助の期間																					
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等																						
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 二 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千二百三十円以内とする。																					
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>一 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>二 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(一) 被服、寝具及び身の回り品 (二) 日用品 (三) 炊事用具及び食器 (四) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり一又は二の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>一 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別世帯区分</th> <th>夏季(四月から九月まで)</th> <th>冬季(十月から翌年三月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人世帯</td> <td>一九、二〇〇円</td> <td>三一、八〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二人世帯</td> <td>二四、六〇〇円</td> <td>四一、一〇〇円</td> </tr> <tr> <td>三人世帯</td> <td>三六、五〇〇円</td> <td>五七、二〇〇円</td> </tr> <tr> <td>四人世帯</td> <td>四三、六〇〇円</td> <td>六六、九〇〇円</td> </tr> <tr> <td>五人世帯</td> <td>五五、二〇〇円</td> <td>八四、三〇〇円</td> </tr> <tr> <td>六人以上の世帯</td> <td>五五、二〇〇円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに八、〇〇〇円を加算した額</td> <td>八四、三〇〇円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに一、六〇〇円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	季別世帯区分	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)	一人世帯	一九、二〇〇円	三一、八〇〇円	二人世帯	二四、六〇〇円	四一、一〇〇円	三人世帯	三六、五〇〇円	五七、二〇〇円	四人世帯	四三、六〇〇円	六六、九〇〇円	五人世帯	五五、二〇〇円	八四、三〇〇円	六人以上の世帯	五五、二〇〇円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに八、〇〇〇円を加算した額	八四、三〇〇円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに一、六〇〇円を加算した額	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から十日以内とする。
		季別世帯区分	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)																				
一人世帯	一九、二〇〇円	三一、八〇〇円																						
二人世帯	二四、六〇〇円	四一、一〇〇円																						
三人世帯	三六、五〇〇円	五七、二〇〇円																						
四人世帯	四三、六〇〇円	六六、九〇〇円																						
五人世帯	五五、二〇〇円	八四、三〇〇円																						
六人以上の世帯	五五、二〇〇円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに八、〇〇〇円を加算した額	八四、三〇〇円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに一、六〇〇円を加算した額																						

救助の程度及び方法			救助の期間																					
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等																						
		二 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯 <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯 区分</th> <th>夏季(四月 から九月ま で)</th> <th>冬季(十月 から翌年 三月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人 世帯</td> <td>六、三〇〇 円</td> <td>一〇、一〇 〇円</td> </tr> <tr> <td>二人 世帯</td> <td>八、四〇〇 円</td> <td>一三、二〇 〇円</td> </tr> <tr> <td>三人 世帯</td> <td>一〇、六〇 〇円</td> <td>一八、八〇 〇円</td> </tr> <tr> <td>四人 世帯</td> <td>一五、四〇 〇円</td> <td>二二、三〇 〇円</td> </tr> <tr> <td>五人 世帯</td> <td>一九、四〇 〇円</td> <td>二八、一〇 〇円</td> </tr> <tr> <td>六人 以上 の世 帯</td> <td>一九、四〇 〇円に世 帯人員が 六人以上 一人を増 すごとに 二、七〇〇 円を加算 した額</td> <td>二八、一〇 〇円に世 帯人員が 六人以上 一人を増 すごとに 三、七〇〇 円を加算 した額</td> </tr> </tbody> </table>	季別 世帯 区分	夏季(四月 から九月ま で)	冬季(十月 から翌年 三月まで)	一人 世帯	六、三〇〇 円	一〇、一〇 〇円	二人 世帯	八、四〇〇 円	一三、二〇 〇円	三人 世帯	一〇、六〇 〇円	一八、八〇 〇円	四人 世帯	一五、四〇 〇円	二二、三〇 〇円	五人 世帯	一九、四〇 〇円	二八、一〇 〇円	六人 以上 の世 帯	一九、四〇 〇円に世 帯人員が 六人以上 一人を増 すごとに 二、七〇〇 円を加算 した額	二八、一〇 〇円に世 帯人員が 六人以上 一人を増 すごとに 三、七〇〇 円を加算 した額	
季別 世帯 区分	夏季(四月 から九月ま で)	冬季(十月 から翌年 三月まで)																						
一人 世帯	六、三〇〇 円	一〇、一〇 〇円																						
二人 世帯	八、四〇〇 円	一三、二〇 〇円																						
三人 世帯	一〇、六〇 〇円	一八、八〇 〇円																						
四人 世帯	一五、四〇 〇円	二二、三〇 〇円																						
五人 世帯	一九、四〇 〇円	二八、一〇 〇円																						
六人 以上 の世 帯	一九、四〇 〇円に世 帯人員が 六人以上 一人を増 すごとに 二、七〇〇 円を加算 した額	二八、一〇 〇円に世 帯人員が 六人以上 一人を増 すごとに 三、七〇〇 円を加算 した額																						
医療及び助産	医療  助産	一 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。 二 医療は救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。 三 医療は、次の範囲内において行うものとする。 (一) 診療 (二) 薬剤又は治療材料の支給 (三) 処置、手術その他の治療及び施術 (四) 病院又は診療所への収容 (五) 看護	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。	医療を実施できる期間は、災害の発生の日から十四日以内とする。																				
		一 助産は、災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 二 助産は次の範囲内において行うものとする。 (一) 分べんの介助 (二) 分べん前及び分べん後の処置 (三) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の八割以内の額とする。	助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。																				

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出期間は、災害発生の日から三日以内とする。
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次の額以内とする。 一 二に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円 二 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	一 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 二 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもつて行うものとする。 (一) 教科書 (二) 文房具 (三) 通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 一 教科書代 (一) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (二) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 二 文房具及び通学用品 小学校児童一人につき四千八百円 中学校生徒一人につき五千五百円 高等学校等生徒一人につき五千六百円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については、十五日以内とする。
埋葬	一 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。	埋葬のため支出できる費用は、一体当たり、大人二十一万九千五百円以内、小人十七万五千二百円以内とする。	埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から十日以内とする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
	<p>二 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。</p> <p>(一) 棺(附属品を含む。)</p> <p>(二) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>(三) 骨つば及び骨箱</p>		
死体の搜索	<p>死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>	<p>死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>死体の搜索の期間は、災害発生の日から十日以内とする。</p>
死体の処理	<p>一 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>二 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理</p> <p>(二) 死体の一時保存</p> <p>(三) 検案</p> <p>三 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。</p>	<p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内の額とする。</p> <p>二 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なきは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>三 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	<p>死体の処理の期間は、災害発生の日から十日以内とする。</p>
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	<p>障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p>	<p>障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が十三万八千七百円以内の額とする。</p>	<p>障害物の除去の期間は、災害発生の日から十日以内とする。</p>
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。</p> <p>(一) 被災者(法第四条第二項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援</p> <p>(二) 医療及び助産</p> <p>(三) 被災者の救出</p> <p>(四) 飲料水の供給</p> <p>(五) 死体の搜索</p> <p>(六) 死体の処理</p> <p>(七) 救済用物資の整理配分</p>	<p>救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。</p>

## 実費弁償

- 一 令第四条第一号から第四号までに規定する者に対する実費弁償のために支出できる費用は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

職種	日当
医師	二二、二〇〇円
歯科医師	二一、三〇〇円
薬剤師	一八、四〇〇円
保健師、助産師及び看護師	一七、三〇〇円
准看護師	一四、二〇〇円
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	一五、三〇〇円
歯科衛生士	一四、九〇〇円
救急救命士	一七、七〇〇円
土木技術者及び建築技術者	一六、六〇〇円
大工	二八、八〇〇円
左官	三〇、八〇〇円
とび職	三一、二〇〇円

- 二 令第四条第五号から第十号までに規定する業者及びその従業者に対する実費弁償のため支出できる費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額も加算した額以内の額とする。

救助事務費

範囲	限度額等																
<p>救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の清算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 時間外勤務手当</li> <li>(二) 賃金職員等雇上費</li> <li>(三) 旅費</li> <li>(四) 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)</li> <li>(五) 使用料及び賃借料</li> <li>(六) 通信運搬費</li> <li>(七) 委託費</li> </ul>	<p>一 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る費用について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第四百三十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額に、次の表の上欄に掲げる国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分に応じて、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。</p> <table border="1" data-bbox="826 539 1425 949"> <thead> <tr> <th>国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三千万円以下の部分</td> <td>百分の十</td> </tr> <tr> <td>三千万円を超え六千万円以下の部分</td> <td>百分の九</td> </tr> <tr> <td>六千万円を超え一億円以下の部分</td> <td>百分の八</td> </tr> <tr> <td>一億円を超え二億円以下の部分</td> <td>百分の七</td> </tr> <tr> <td>二億円を超え三億円以下の部分</td> <td>百分の六</td> </tr> <tr> <td>三億円を超え五億円以下の部分</td> <td>百分の五</td> </tr> <tr> <td>五億円を超える部分</td> <td>百分の四</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 前号の救助事務費以外の費用の額は、上表に規定する救助の実施のために支出した費用及び実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額とする。</p>	国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合	三千万円以下の部分	百分の十	三千万円を超え六千万円以下の部分	百分の九	六千万円を超え一億円以下の部分	百分の八	一億円を超え二億円以下の部分	百分の七	二億円を超え三億円以下の部分	百分の六	三億円を超え五億円以下の部分	百分の五	五億円を超える部分	百分の四
国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合																
三千万円以下の部分	百分の十																
三千万円を超え六千万円以下の部分	百分の九																
六千万円を超え一億円以下の部分	百分の八																
一億円を超え二億円以下の部分	百分の七																
二億円を超え三億円以下の部分	百分の六																
三億円を超え五億円以下の部分	百分の五																
五億円を超える部分	百分の四																

### 3 被害報告判定基準

被害区分		判 定 基 準	
人の被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者	
	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者	
	軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者	
住家の被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	棟	一つの独立した建物とする。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。	
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。	
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。	
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。	
	一部破損	全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの。	
	非住家の被害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害をうけたもの。
		公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
そ の 他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田畑の流出・埋没	田の耕土の厚さ1割以上が流出した状態、埋没は、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害をうけたもの。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
道	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	決 壊	道路の全部又は一部が破損し又は崩土により通行不能となったもの及び応急修理が必要なもの。	
	冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が行われる程度の被害をうけたもの。	
	通 行 不 能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能となったもの。	
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。		

被害区分		判 定 基 準
河川 海岸		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、または準用される河川もしくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
港湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
鉄道不通		汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
船舶被害		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
電話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
ガス		都市ガス事業またはコミュニティーガス事業（旧簡易ガス事業）で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
公共施設被害 市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。

被害区分	判 定 基 準
消 防 機 関 の 活 動 状 況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
避 難 の 指 示 の 状 況	災害対策基本法第60条に基づき、避難の指示を行った場合、その概況を記入すること。 この場合、避難の指示を行った日時、地区及び避難している人員等を記入すること。

#### 4 経費の負担

##### 1) 国から派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担

給与等の種別	給与等支払者	経費負担
俸給 俸給の特別調整額 初任給調整手当 扶養手当 期末手当 勤勉手当 暫定手当	国	国が派遣職員に対して支給した額および国が負担した負担金を市が負担する。
公務災害補償またはこれらに相当するもの 退職手当 退職年金、退職一時金 共済制度による給付 通勤手当	国	国が負担する。
特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 宿日直勤務手当 定時制通信教育手当、産業教育手当 またはこれらに相当するもの 災害派遣手当 旅費	市	市が負担する。

##### 2) 都、他県区市町村から派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担

給与等の種別	給与等支払者	経費負担
給料手当(退職手当を除く) 旅費	派遣した都道府県、市区町村	市が負担する。
退職手当 退職年金 退職一時金		派遣した都道府県、市区町村が負担する。

#### 【資料2-11-5】 応急仮設住宅建設可能用地

(令和2年4月現在)

用地番号	用地の名称等	所在地	敷地面積(m <sup>2</sup> )	仮設住宅建設利用可能面積(m <sup>2</sup> )	他の用途使用予定の有無等
市-1	野上町2丁目運動広場	野上町 2-222	6,539	6,539	無
市-2	東原公園	今寺 5-11	27,866	11,000	避難場所

## 【資料2-11-6】 災害弔慰金条例

### 青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 1 日

条例第 49 号

改正 昭和 50 年 10 月 1 日条例第 34 号  
昭和 53 年 9 月 30 日条例第 39 号  
昭和 57 年 12 月 28 日条例第 63 号  
平成 3 年 12 月 26 日条例第 42 号  
平成 31 年 3 月 25 日条例第 16 号

昭和 51 年 12 月 25 日条例第 53 号  
昭和 56 年 10 月 1 日条例第 39 号  
昭和 62 年 4 月 1 日条例第 23 号  
平成 23 年 10 月 12 日条例第 29 号  
令和元年 9 月 13 日条例第 6 号

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）および同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、ならびに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉および生活の安定に資することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所を有した者をいう。

#### 第 2 章 災害弔慰金の支給

##### (災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

##### (災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
  - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
    - ア 配偶者
    - イ 子
    - ウ 父母
    - エ 孫
    - オ 祖父母
  - (3) 死亡者にかかる配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持している場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡にかかる災害に関し、すでに次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいわせられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、別に定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章において単に「災害」という。）により負傷し、または疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、または疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条および第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、災害により法第10条第1項各号に掲げる被害等を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しと居住の安定に資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 災害援護資金のうち、がけに被害を受けたため、これを整備するための資金の貸付けは、前項の規定にかかわらず、がけを整備する市民に対し、貸付けるものとする。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）および住居の損害がない場合 150万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

- ウ 住居が半壊した場合 270 万円
- エ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
  - イ 住居が半壊した場合 170 万円
  - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円
  - エ 住居の全体が滅失または流失した場合 350 万円
- (3) 第 1 号のウまたは前号のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる額以内の額を前項に規定する額にそれぞれ加算し、または別に貸し付けるものとする。
  - (1) 住居が半壊した場合において、住居が補修するとき。 170 万円
  - (2) 住居が全壊した場合において、住居を建設するとき。 250 万円
  - (3) 被災直前の高さが 2メートルを超える住居にかかるがけが崩壊した場合において、整備する擁壁の高さが 2メートルを超えるとき。 250 万円
- 3 災害援護資金の貸付額は、その貸付けを受けようとする者の申出にもとづき市長が損害の程度に応じて決定するものとする。
- 4 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年）とする。

（利率および保証人）

- 第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き、その利率を年 1 パーセント（保証人を立てる場合にあっては、年零パーセント）とする。
- 2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

- 第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還または月賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項および第 16 条ならびに令第 8 条、第 9 条および第 12 条までの規定のほか市長が定めるところによるものとする。

（委任）

- 第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 9 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 50 年 10 月 1 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 9 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 51 年 12 月 25 日条例第 53 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 12 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 53 年 9 月 30 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例第 5 条ならびに第 10 条第 1 項および第 2 項の規定は、昭和 53 年 9 月 1 日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（昭和 56 年 10 月 1 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例第 5 条ならびに第 10 条第 1 項および第 2 項の規定は、昭和 56 年 9 月 1 日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（昭和 57 年 12 月 28 日条例第 63 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例第 9 条、第 10 条および第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、または疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和 62 年 4 月 1 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第 13 条第 1 項および第 2 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害に関して適用し、新条例第 14 条の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（平成 3 年 12 月 26 日条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第 5 条および第 10 条の規定は、平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給および当該災害により負傷し、または疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給に関して適用し、新条例第 13 条第 1 項の規定は、平成 3 年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに関して適用する。

付 則（平成 23 年 10 月 12 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民にかかる災害弔慰金の支給について適用する。

付 則（平成 31 年 3 月 25 日条例第 16 号）

（施工期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施工日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 13 条から第 15 条までの規定は、施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（令和元年 9 月 13 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料2-11-7】 災害見舞金条例

### 青梅市災害見舞金条例

昭和41年3月30日

条例第15号

改正 昭和49年10月1日条例第50号

昭和60年3月30日条例第9号

#### (目的)

第1条 この条例は、暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象または火事、爆発その他これらに類する事故から生ずる被害（以下「災害」という。）による被災者またはその遺族に対し、見舞金または弔慰金を贈ることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (対象)

第2条 市長は、市内に災害があつたときは、被災者またはその遺族に対し、予算の範囲内で見舞金または弔慰金を贈るものとする。

#### (範囲および額)

第3条 見舞金または弔慰金を贈る範囲および額は、次の表のとおりとする。

範囲	見舞金または弔慰金の額
家屋が全壊、全焼または流失したとき。	1世帯について50,000円以内 (ただし、単身世帯については、25,000円以内)
家屋が半壊または半焼したとき。	1世帯について30,000円以内 (ただし、単身世帯については、15,000円以内)
家屋が床上浸水(土砂のたい積等により一時的に使用することができない状態となつたものを含む。)したとき。	1世帯について20,000円以内 (ただし、単身世帯については、10,000円以内)
火事、爆発その他これらに類する事故(それらが自然災害に起因する場合を除く。)により死亡したとき。	1人について100,000円

#### (委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 付 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

#### 付 則 (昭和49年10月1日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

#### 付 則 (昭和60年3月30日条例第9号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

## 【資料2-11-8】 資金貸付等

### 1 生活福祉資金貸付制度

- 実施主体：東京都社会福祉協議会

#### (1) 災害援護資金貸付

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利 率：保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は年1.5%（据置期間中は無利子）

#### (2) 住宅資金貸付

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内。ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情がある場合は、350万円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利 率：保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は年1.5%（据置期間中は無利子）

## 2 住宅金融支援機構による貸付制度

### (1) 災害復興住宅融資(建設・購入)

貸付対象者	地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害により、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で1戸当りの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。又は、1戸当りの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合、30㎡)以上175㎡以下の住宅を購入する者。 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。	
貸付限度	建設の場合の資金	購入の場合の購入資金
	① 建設資金(基本融資額) 1,460万円 建設資金(特例加算額) 450万円 ② 土地取得費(基本融資額) 970万円 ③ 整地費(基本融資額) 390万円	① 新築住宅 基本融資額 2,430万円 特例加算額 450万円 ② 中古住宅 基本融資額 2,130万円~2,430万円 特例加算額 450万円
利率	基本融資額；年1.2%、特例加算額；年2.1%(平成25年11月現在)	
償還期間	耐火、準耐火・木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 融資の日から3年以内の据置期間を設けることができ、その間、償還期間の延長可。	

### (2) 災害復興住宅融資(補修)

貸付対象者	補修に要する額が10万円以上で「罹災証明書」を交付されている者、また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金 640万円 ② 整地費 390万円 ③ 引方移転費 390万円 ②及び③を同時に利用する場合は合計で上限が390万円
利率	基本融資額；年1.2%(平成25年11月現在)
償還期間	20年以内 (1年以内の据置期間を設けることができる)

### 3 災害復旧資金融資

融資対象	東京都内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの ① 東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの。 ② 次の(1)又は(2)に該当するもののうち知事が指定するもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1)のほか特に知事が必要と認めたもの	
融資限度額	8,000万円（原則、災害の状況等により増額されることがある）	
融資条件	使 途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金と運転資金のいずれも10年以内
	利 率	年1.7%以内（令和4年4月現在）
	返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）
	担 保	原則として無担保、信用保証残高が8,000万円を超える場合は、必要に応じ、担保を要する。
	保証人	原則として法人代表者（実質的な経営権を持っている者等を含む。）を除き連帯保証人は不要とする。
信用保証と保証料	東京都信用保証協会の信用保証を付する。なお、信用保証料は保証協会の定めるところによるが、その全額を都が補助する。	
償還方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。	
申込受付場所	東京信用保証協会 東京都産業労働局金融部金融課、その他災害の状況等に応じて定める機関	

### 4 天災融資法に基づく資金融資

制度の特徴	根拠法は暫定措置法で、具体的な適用（利率、融資限度額等）は、その都度、閣議決定の政令による。
貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金用途	種苗、肥料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	（原則）年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 （平成23年3月の東日本大震災の場合の実際の適用利率は年0.75%。）
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

5 日本政策金融公庫の農林漁業施設資金(災害復旧)

貸付の相手方	(農地復旧) (施設復旧—共同利用施設) (施設復旧—主務大臣指定施設) (林道復旧) (漁場復旧)	土地改良区、農協、農業を営む者等 土地改良区、農協、農業共済組合等 農業漁業を営む者、農協、森組等 森組、森連、林業を営む者等 漁協、団体等
貸付対象	(農地復旧) (施設復旧—共同利用施設) (施設復旧—主務大臣指定施設) (林道復旧) (漁場復旧)	農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧 共同利用施設の復旧 果樹の新植又は改植並びに農林水産業施設の復旧 林道及びその附帯施設等の復旧 漁場整備施設等の復旧
貸付利率及び償還期限(平成25年11月現在)	(農地復旧) (施設復旧—共同利用施設) (施設復旧—主務大臣指定施設) (林道復旧) (漁場復旧)	年0.40~0.90% 25年(据置10年以内を含む)以内等 年0.40~0.90% 20年(据置3年以内を含む)以内等 年0.40~0.90% 15年(据置3年以内を含む)以内等 年0.40~0.90% 20年(据置3年以内を含む)以内等 年0.40~0.90% 20年(据置3年以内を含む)以内等
貸付限度額	通常復旧事業費のうち貸付を受ける者の負担する額の80%以内(農地復旧を除く)	
担保	保証人又は担保	
その他	日本政策金融公庫支店、農林中金、信農連、信漁連に直接又は農・漁協同組合、森林組合経由で申し込む	

6 農業災害補償

支払の相手	当該保険加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物(水稻:20a以上当然加入、陸稲:10a以上当然加入、麦10a以上当然加入)、果樹(ぶどう、なし)、蚕繭(春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭):1箱(10g)以上当然加入、園芸作物(施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物)、畑作物(ばれいしょ、大豆、茶)、家畜(乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚)、任意(建物、農機具)
支払機関	農業共済組合

## 第4部 災害復興計画編

## 第5部 大規模災害・事故等対応計画編

### 第4章 放射性物質対策応急対応計画

#### 【資料5-4-1】食品中の放射性セシウム等の新基準値

厚生労働省では、飲食物の摂取制限に関する指標について、より基準を厳格化した放射性セシウム等の新基準値[2012年（平成24年）4月1日から施行]を発表した。

##### ○ 放射性セシウムの暫定規制値 ※1

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定



##### ○ 放射性セシウムの新基準値 ※2

食品群	規制値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

(単位；ベクレル/kg)

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウムを含めて規制値を設定

青梅市地域防災計画（令和6年度修正）資料編

令和6年8月発行

編集・発行 青 梅 市 防 災 会 議

（青梅市防災会議事務局）

青梅市市民安全部防災課

（〒198-8701）東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

電話0428(22)1111